慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	満鉄調査部弾圧事件(1942・43年)再論
Sub Title	The suppression of the South Manchuria railway company research bureau (1942–43) revisited
Author	松村, 高夫(Matsumura, Takao)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2013
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics=Mita journal of
	economics). Vol.105, No.4 (2013. 1) ,p.719(197)- 754(232)
JaLC DOI	10.14991/001.20130101-0197
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20130101-0197

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究之一的

満鉄調査部弾圧事件(1942·43年)再論

松村高夫

一, 小林英夫・福井紳一氏との 「論争」の経過

私は,本誌 95 巻 1 号, 2002 年 4 月号に「フ レーム・アップとしての満鉄調査部弾圧事件 (1942・43年)」を発表した。満鉄調査部事件 とは、1942年9月21日、関東憲兵隊により 満鉄調査部員24名が検挙(第1次),続いて6 名が検挙され、さらに翌43年、14名が検挙 (第2次) された事件である。その稿では、当 事件が北満型合作社運動弾圧事件(1941年11 月4日) による被検挙者の自白を発端とし、現 実の運動の証拠なしに次々にフレーム・アッ プされていく過程を,権力側の史料(川戸武な ど)と被検挙者側の史料(鈴木小兵衛など)に もとづき詳述した。そして合作社事件と満鉄 調査部事件は、この意味で統一して捉えねば ならないこと, 両事件とも関東憲兵隊による フレーム・アップであることを明らかにした。 2002年に松村高夫・解学詩・江田憲治編著 『満鉄労働史の研究』(日本経済評論社)を刊行 したさいの日本側の執筆者――松村、江田憲 治、柳沢遊、児嶋俊郎、伊藤一彦、江田いづみ ――は、その後新たに平山勉、山本裕を加え、 「満鉄の調査と研究」のテーマの下に共同研究 をすすめ、その成果は松村・柳沢・江田(憲) 編『満鉄の調査と研究――その「神話」と実 像』(青木書店, 2008年, 以下, 『調査と研究』と 略す)として刊行された。われわれは、満鉄 の調査研究の研究史・研究状況を検討した結 果、従来の研究がしばしば見逃してきた調査 専門組織以外の調査研究をも考察の対象に含 め、満鉄の個々の調査研究活動を、調査主体・ 方法・企図と結果に即して具体的・実証的に 検討する必要があるとの認識に至り、そのた め、活版の報告書や刊行物、雑誌記事はもち ろん、中国吉林省社会科学院満鉄資料館や遼 寧省図書館, 吉林省図書館などに所蔵されて いる、調査の過程で作成されたガリ版の冊子 や内部文書などの一次史料を可能な限り利用 し、満鉄調査・研究の実像を明らかにせんと

試みた。その結果を概括的に述べるなら、満 鉄の調査・研究の特質は、国策会社にして株 式会社でもある満鉄がその業務の一環として 調査・研究を遂行したがために、従来の一部 の研究の想定とは異なり、学説や思想で陶冶 された集団ではなく, 統計についても十分な 訓練を経ておらず、調査の方向性と方法論も 統一性が欠如していた点にあった。1930年代 は各国とも「計画化」(planning)の時代を迎 えたが、英米では政党のシンクタンクや大学、 民間機関の研究者が政治・経済・社会理論に もとづき、「計画化」の政策提言を行い、政策 実施に影響を与えたのに対し、日本は「高度 国防国家」建設への衝動を軍部・官僚がもっ たために、調査・研究は満鉄のみならず、興亜 院、東亜研究所など主体も多様化し大型化す るものの、軍の下請け調査の域を出るもので はなく、調査レヴェルも従来いわれているよ うな水準ではなかった。満鉄の「社業調査」も 帝国日本・「満州国」の「国策」、国際市場の変 化、営利の動向に制約されているものだった。 私の満鉄調査部事件の稿は、『調査と研究』 の第8章「フレーム・アップと『抵抗』 ——満 鉄調査部事件」として収録された。そこには 前掲の旧稿(2002年)以後に発見された2つ の史料にもとづく指摘が付加されている。す なわち、合作社事件に関しては、「中核体」と された情野義秀, 進藤甚四郎, 岩間義人, 井上 林,田中治,および平賀貞夫の6名の満州国 最高検察庁『治安維持法違反被告事件』等の 史料である(『調査と研究』453-455頁)。満鉄 調査部事件に関しては,野々村一雄の「手記」 を『回想 満鉄調査部』(勁草書房, 1986年)と

比較検討することを加えている(同 467-483 頁)が、付加した双方の史料とも合作社事件 と調査部事件がフレーム・アップであること をより鮮明に示す根拠となっている。そして 章の最終部分で、表「満鉄調査部事件の経緯 ――憲兵隊の処理・検察の処分・法院の判決」 (表 8-2, 同 484-485 頁) を掲げ、調査部事件の 被検挙者の新京高等法院の判決(1945年5月 1日)まで示しておいた。満鉄調査部の調査・ 研究についても、その水準は従来みなされて きたような高いものではなく、また、報告書 ではどの段階でも反軍的な「抵抗」といえる ほどの表現はみられないことも指摘した。そ の際、小林英夫のように満鉄調査部を「元祖 シンクタンク」とか「知のエリート集団」と して、その成果が日本の戦後経済に寄与した とする「連続説」は、誤っていることも指摘 した。

このわれわれの『調査と研究』に対して、小林英夫・福井紳一は、早稲田大学アジア太平洋研究センター『アジア太平洋討究』(第11-16号、2008-2011年)に5回連載して批判文を書き、連載が終るや直ちに、『論戦「満洲国」・満鉄調査部事件――学問的論争の深まりを期して』(彩流社、2011年、以下、『論戦』と略す)と題する本を刊行した。これは、5回の連載文を多少手直しして第1章と第2章(144頁分)として収録し、それに小林・福井それぞれの既発表論文9篇を、「論戦」用に修正して加えて第3-8章および補章とし、合計400頁ほどの本として刊行したものである。5回連載のうち最初の3回分、すなわち『論戦』の第1章は、もっぱら私の満鉄調査部事件の論

文(『調査と研究』第8章)に対する集中的批判である。『論戦』の帯には、「尾崎・ゾルゲ事件と連動する満鉄調査部・合作社事件を巡る論争を全面公開!」とある。尾崎・ゾルゲ事件云々とあるのは、小林・福井が2004年に『満鉄調査部事件の真相─新発見史料が語る「知の集団」の見果てぬ夢』(小学館、2004年、以下、『真相』と略す)を出したときと変らない。

まず、小林・福井の松村批判(『論戦』第1章)の特徴は、私の満鉄調査部事件に関する論文に沿って思いつくままに非難の言葉を羅列していることにあり、批判に論理的一貫性がみられず、批判の要点が何かということがわかりにくいのだが、主要な批判点は以下の4点にあるようである。

第1点は、松村が小林・福井の『真相』を参照していないのは、先行研究を無視している 非学問的態度である。小林・福井は入手した 満鉄調査部事件に関する史料を『真相』で公表 したのだから、松村がもっている満鉄調査部 事件の供述書なども公開すべきであり、隠匿 しているのは学問の前進を阻むものである = 史料の扱いの問題。

第2点は、松村は、小林・福井が関東憲兵 隊の合作社事件、満鉄調査部事件の逮捕者の 供述書、手記を無批判に採用しているのを批 判し、供述書、手記は権力側により作成され た「荒唐無稽な作為」(石堂清倫)であるとし ている。だが、小林・福井は、小泉吉雄手記か ら満鉄調査部事件と尾崎・ゾルゲ事件と企画 院事件に連繋があったことが読み取れる、と 主張する=史料批判の問題。 第3点は、方法論・分析視角の問題である。 松村の社会史・労働史の方法は誤っている。松 村は運動主体だけを扱い、経済的・政治的背 景を無視している。歴史的背景として総力戦 下の合理性から不合理性への移行期に調査部 事件が生じたと捉えるべきである。松村のフ レーム・アップがあったかなかったかを明ら かにするような「二項対立的」思考は、事件 の究明を「単純な倫理的ともいえる裁断に帰 結させてしまう」(54頁)。必要なのは「多面 的な分析視角」であり、「運動実態の多様性」 を明らかにすることである、と小林・福井は 主張する=分析視角の問題。

第4点は、松村たちは小林・福井を批判するための「初期設定」をして『調査と研究』を書いている。批判された小林たちの見解は「神話」ではない。また、松村の北満型合作社運動(浜江コース)の記述には、史実としての誤りがある。合作社事件が起きたときには合作社運動は雲散霧消していた、それ故、合作社事件はフレーム・アップであるとする松村の主張は、誤った史実にもとづく主張である。北満型合作社運動は、1945年の敗戦まで存続し、活動していたと小林・福井は主張する=史実の問題。

以下、これらの論点について、具体的に検 証し、論駁していきたい。

二、史料をめぐる諸問題

1 史料の扱い方と研究者のモラル

小林・福井は、松村が『真相』を参照せず、 先行研究を無視した非学問的態度であるとし

て、『論戦』の中で、次のようにいう。「満鉄 調査部事件を究明する際に、松村氏は、小林 が発掘した満鉄調査部事件の中心メンバーの 『手記』などを、すでに公開しているにもかか わらず、それを直接に引用するなど使用して 論じてはいない。何故、小林が公開した重要 かつ大量の史料を、学術的史料批判を行ない つつ、満鉄調査部事件の研究に用いていない のか。これらの大量の史料を無視して使用す ることを忌避し、満鉄調査部事件を分析する ことは、その出発点からして無謀で、かつ非 学問的な態度だというしかない」(52頁)。「一 般に、学問的著作を取り上げるのであれば、 先行研究を参照し、積極的貢献と問題点を記 述するのが常識であろう。積極的貢献がなけ れば、無視するというのが学問的常識である」 (54頁)。松村・柳沢・江田たちが、「こうした ルールを犯すこと事態〈ママ〉が、本書〔『調 査と研究』〕の学問的総括水準を指し示すもの といわねばならない。……そうしたルールを 一切無視するというのは、はじめから学問的 ルールを放棄して、ただひたすら攻撃しよう という編者たちの意図が見え隠れするのであ る」(54頁)。要するに、松村が満鉄調査部事 件について執筆するにあたって, 小林が入手 した中国吉林省档案館所蔵の事件の主要メン バーの手記などを公開した『真相』を無視し、 先行研究として参照しないのは「非学問的態 度」であり、学問的ルール違反だとしている のである。

まず、松村と小林たちの直接関連する著述 を刊行順に示そう。

- 松村高夫「フレーム・アップとしての 満鉄調査部弾圧事件(1942・1943年)」
 『三田学会雑誌』95巻1号,2002年4月。
- 小林英夫・福井紳一『満鉄調査部事件の 真相―新発見史料が語る「知の集団」 の見果てぬ夢』小学館、2004年12月。
- 小林英夫『満鉄調査部――「元祖シンクタンク」の誕生と崩壊』平凡社新書, 2005年9月。
- 松村高夫「満州における共産党と『満鉄マルクス主義』」(第6章),加藤哲郎・伊藤晃・井上學『社会運動の昭和史――語られざる深層』白順社,2006年7月。
- 小林英夫『満鉄調査部の軌跡』藤原書店、2006年11月。
- 松村高夫「フレーム・アップと『抵抗』
 満鉄調査部事件」(第8章), 松村高夫・柳沢遊・江田憲治編『満鉄の調査と研究——その「神話」と実像』青木書店、2008年7月。
- 小林英夫・福井紳一『論戦「満洲国」・ 満鉄調査部事件――学問的論争の深ま りを期して』彩流社、2011年8月。

小林・福井は、松村の史料に対する扱いについていくつかの疑念があるという(『論戦』 50-53 頁)。

疑念の第一は、彼〔松村〕が使っている 史料の入手経路である。松村高夫氏は、先 にあげた彼の二本の論文〔松村の 2006 年・ 2008 年論文〕の中で、撫順戦犯管理所にお ける日本軍憲兵らの「手記」や、一部の満 鉄調査部事件被疑者の「手記」や、満洲国 最高検察庁の書類などを使用している。氏 は、これらの史料に関し、その入手経路につ いて全く明らかにしていないが、それは何 故かということである。……少なくとも未 公開史料を使って論文を書くからには、そ うした手続きをするのは初歩的常識ともい えるものであろう。/第二の疑念は、以下 の点である。松村高夫氏は、小林が入手し た史料とほとんど重なることなく、数も下 回らない大量の史料を入手したと述べてい る。それにもかかわらず、その膨大な史料 のリストや所在を、自身の論文において公 表していないが、それは何故かということ である (51 頁)。

小林は、自分たちは調査部事件の関連史料 を『真相』で公開したのだから、松村も「大 量の史料を持っているのなら、学術・研究の 発展に寄与するためにも、私たち同様に一般 に公開すべきではないのか。お互いに所有し ている史料を交換・交流することこそが学問 の前進につながるのではないか」(51頁)と書 き, 小林・福井は史料を公開して学問の前進 に寄与しているのに対して、松村は史料を公 開せずに秘匿し、学問の前進を阻害している、 という。私は史料を保持していることを『調 査と研究』で「公表」しており、これまで研究 者から求められた場合には、これを提供して いるのだが、このことは繰り返しいわれ、松 村の「史料の扱いの不透明さ」(同前)を印象 づけようとしている。このような発言は、中 国の一次史料にもとづいて研究してきた人の 口からは発せられない類のものである。

そして, 小林らは「第三の疑念」として, 小 林らが『真相』で「公開した」史料を、なぜ 「満鉄調査部事件の研究に用いていないのか」 ということを挙げるのだが、私が小林・福井の 『真相』を原則として無視した理由は、単純な ものである。中国档案館・図書館の所蔵の一 次史料は、外国人に閲覧させないことを原則 とし、閲覧が許可されたばあいもいくつかの 条件がつけられる。史料の複写が認められた ときにも、それは研究用にだけ使用するとい う厳格な条件がつけられる。ましてやその閲 覧・複写した史料を日本で復刻出版すること は認められていない。私は、一般的にいって、 文書館・図書館の史料の公開度はその国の文 化水準を測る指標の一つであるから、そのよ うなルールは変更されるべきであると中国の 档案館関係者に申し入れしてきたが、残念な がら現在に至るもそのルールは変更されてい ない。いままでそのルールを破り、複写した 史料を日本で復刻出版したケースが時々生じ、 その档案館・図書館が一定期間日本人の入館 を禁止したため、私たちが史料にアクセスで きないといったことも生じた。そのようなこ とが生じると、中国人研究者から、「戦争中、 日本は中国を支配し略奪した。今また史料を 略奪している」という趣旨のことを一度なら ず聞いた。中国が所蔵する日本支配関係の史 料の扱いは、かようにデリケートな問題を抱 えているのである。それは中国の一次史料に もとづいて作業をしてきた研究者には、周知 のことである。そのルールが原則的に誤って

いるとしても、現在存在するルールは守らね ばならない、というのが私の考えである。復 刻・出版が認められないことは小林・福井も 十分承知していて、彼ら自身「私たちは吉林 省档案館との約束で、資料集を出版する許可 は得られなかったので、研究論文のスタイル をとり、本の半分を註が占める形で、史料の 原文を可能なかぎり読者に紹介した」(『真相』 47頁)と書いている。だが、こうした発想が 私には理解できない。研究論文や研究書に偽 装して史料集を出すことは、やはりルール違 反なのではないか。かりにルール違反でない としても、違反スレスレのことをやっている のであって、研究者としての倫理からは逸脱 している。もし私が『真相』、すなわち偽装し た史料集を参照・引用したならば、小林・福 井の行為を容認することになる。それは私にはできないことであった。私は『真相』の史料以外の彼らが書いた地の文(本文)の内容のいかんを問わず、参照したり引用したりすべきではないとこれまで考えてきた。それはちょうど小林英夫が原朗の史料や著作の構想を「剽窃」・「盗用」(原朗の言葉)して刊行した小林著『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』(御茶の水書房、1975年)を、その内容のいかんを問わず、私が参照したり引用したりしてこなかったことと全く同じ理由である。

以上のような経緯と事情から、私は収集した史料を自身の研究用には使うし、求められれば必要に応じて提供してきたが、史料集などの形で一般に公開するつもりは全くない。前述した史料集の偽装出版といい、「剽窃」・

⁽¹⁾ 原朗は東京国際大学での 2009 年の最終講義の終わり近くで、次のように語った。

さて最後にここでもう一つ申しあげておかなければならないことがございます。私が十分に研究に専念することができなくなった一つの理由として、1975年のことですが、私の作品の一つが他の研究者によって剽窃された際、その研究者が学界において果たしていた役割に配慮して、盗用を公然と指摘することをためらったことがあげられます。まだ公刊されていない自分の論文の構成を、ほとんどそのまま他人の著作の編別構成に利用されてしまったのですが、その結果、私は自分の最初の著作を著書として公表することも学位を申請することも断念することになり、以後私は学界における倫理の欠如と売名行為の横行に暗澹たる気分を抱いたまま、一切単著を出版せず、ただ共同研究の編集や資料集の出版のみに終始する態度を維持して現在に至ったのです。学生時代のアルバイトで勤めた研究所で、共同研究を重んずる姿勢、業績主義とは正反対のいわば「匿名の思想」とでも言うべきものを叩きこまれていたことが、共同研究に徹底する態度の維持に強く影響していたのだと思います。

この事件は研究者としての私にとって致命傷となってしまったわけですが、私のその作品が26年後にあるリーディングス(『展望日本歴史20 帝国と植民地』東京堂出版、2001年、210-249頁)に収録された際、お手許のプリントの最後の2ページにその経過について実名を挙げてしるしてあります。現在は早稲田大学教授の小林英夫という人ですが、私がこの追記を公表してから8年、私はご本人からは何の抗議も受けておらず、口頭で謝罪の意を軽く告げられただけであり、現在もその人は次々に著作を公表し、大活躍中です。盗用、剽窃をすることが学問の正常な発展にとっていかに大きな打撃をあたえるか、その被害を蒙った当事者として、研究者への道を歩む皆さんにはお伝えしておく義務があろうかと思い、恥ずかしさを忍んで今日皆様に申し上げる次第です。「宋襄の仁」という言葉が他人ごとではないことを改めて噛みしめることになりました(原朗「開港百五十年史――小江戸・大江戸・そして横浜」、東京国際大学『経済研究』12号、2010年、29頁)。

「盗用」といい、そもそも研究者としての倫理 感が欠如している人間が、史料を秘匿して学 問の前進を阻んでいるなどと他人の研究を非 難する資格はないのである。

2 史料批判の必要性

歴史学の認識過程は大きく2つからなって いる。第1は史料を収集し史料批判を行う過 程、第2は史料を分析し評価する過程である。 実際には両過程の往復運動がなされるが、一 応2つに分けて考察しておこう。認識主体は、 一定の仮説をもって(広義の) 史料を選択す ることから認識過程をはじめる。「歴史家は事 実を選択しえない」とする 19 世紀的歴史観を 批判したフェーヴルが、「歴史はすべて選択に 他なりません」と言い切った意味を考えねば ならない。人間の営為は全てただちに過去の こととなるが、営為の中で何らかの史料を残 すのは極めて稀である。大多数の人間の営為 は何ら史料を残さないまま消え去ってしまう。 残された史料といえども権力者や社会上層の 人々のものが圧倒的に多く、コモン・ピープ ルの史料は残りにくい。とくに現代史では権 力側が自らに不都合な史料を公開しないこと も多い。これらのわずかに残された史料から、 歴史家は史料の真偽を鑑定しながら、 自らの 問題関心のもとに作業仮説に即して選択する のである。この過程ですでに歴史研究者の価 値観をとおして選択された史料自体は、しか しながら自ら歴史を語ることはない。認識主 体は選択した史料の批判を行わねばならない が、その批判の諸基準の中で最も重要なのは、 その史料の作成者と作成過程の検討であろう。

関東憲兵隊の取調べによる供述書や「手記」のような権力側が作成した史料については、とりわけそこに記されていることをそのまま事実とはみなさない一定の批判的解釈力が必要不可欠である。反対に、撫順戦犯管理所における日本人戦犯の供述書・「担白」を関東憲兵隊作成の供述書と同じ次元で捉え、脅迫・誘導の結果とみなすことも、その作成過程からして誤りである。以下に詳述するように、小林・福井はこの二種の史料の批判的検討において誤ったのである。

(1) 関東憲兵隊作成の史料 「小泉吉雄手記」の信憑性をめぐって

関東憲兵隊により検挙された満鉄調査部員の取調べの過程で作成された「手記」や「供述書」を、私が憲兵による脅迫・誘導によってなされた、石堂清倫のいう「荒唐無稽の作為」とみなし、そこには肝腎なことについては一片の事実も書かれていない、と捉えるのに対し、小林・福井は「憲兵隊に書かされたものとはいえ、被疑者の手になる手記のほうが、「内部の通達や意見書より」被疑者の思想や心情を反映し」ている(『真相』11頁)、とみなす点に決定的な相違点がある。これは権力の本質についての認識の相違に起因している。

小林・福井著『真相』は、吉林省档案館所蔵の満鉄調査部事件関連の関東憲兵隊による22人の手記など1776頁を史料として収録し、本文をつけたものである。中でも尾崎・ゾルゲ事件と満鉄調査部との関連を初めて明らかにしたとする小泉吉雄の「手記」は、その写真がカバーや本文(245頁)にも使われた本書の

目玉である。本書の帯には、「ゾルゲ事件に連続する知られざる弾圧事件の全貌が、今、明かされる発掘された憲兵隊の極秘文書約1800ページを解読!!」とある。

小林は『真相』で、小泉吉雄と尾崎秀実の 関係を記述したのち、小泉手記には「驚くべき記述」があるとして、小泉手記から次の部 分を引用した。

尾崎の組織の一員として、同人に諜報を 提供せる他、昭和十六年九月、尾崎が來満 し、満鉄社内同志組織を確立せん際は、自 分は左翼分子の相互連繫に依る左翼的政治 力の強化の点に意義を見出し之に参加せり。 又此の時、同人よりコミンテルン極東支部 員スラウイツキー(記憶す)を紹介せられ、 其の後枝吉勇、渡辺雄二等と共に右極東部 員等に再会し、更らに、渡辺、湊清、狭間 等と共に哈市[ハルビン市]に赴き極東部主 任ウイリツキー(記憶す)又通訳アンプリ と会談し、吾々の満鉄社内同志組織とコミ ンテルンとの関係を付けたり。

其の後,(尾崎の指令にて) 吾々社内同志にて関特演後の戦争の危機に鑑み日ソ戦勃発防遏の為,輸送妨害,通信施設の破壊,治安攪乱に依る反戦活動を為すことを渡辺雄二より打明けられたる際は,自分は客観情勢の見透を異にし,従って此の計画に反対なりたるも,同志としての情誼に基き之に参加を約し,自らは関東軍司令部に爆弾を仕掛け,又政府関係者等との連絡役の任務を果たすことを約束せり。

昭〈ママ〉十六年十月中旬尾崎が検挙さ

れたるを知れるを以て自分は計画の暴露を恐れ、且又予で本計画には反対なりたるを以て渡辺雄二を通じ枝吉勇に対し尾崎の検挙対策の会合を提唱し、金州南山にて会合の際は、本計画の暴挙なるを強調し之を中止せしめんとし、結局、会合にては延期のこととなれり(『真相』208頁)。

以上の引用から、小林は「なんと、日ソ戦が勃発したときには、関東軍の顧問であった 小泉吉雄が、関東軍司令部を爆破することを、 渡辺雄二に約束したことが語られていたので ある」(同前 208 頁)としたのである。

このような小林・福井の『真相』での主張 に対し、松村は『調査と研究』の中で、次の ように批判した。

『真相』は、「新史料」=逮捕者の「手記」 の出現に幻惑され、調査部事件が関東憲兵 隊によるフレーム・アップであることを否 定し、逮捕者が憲兵隊に強いられ誘導され て記した「手記」に依拠して、あたかも革 命運動が現実に調査部内に存在したかのよ うに描いた。同書に特徴的なことは、史料 批判を行わない、権力側の史料をそのまま 鵜呑みにしたセンセーショナルな記述であ る。たとえば、小泉吉雄(逮捕時は満鉄新京 支社業務課所属)の「手記」が述べる、調査 部員とコミンテルンとの接触や「関東軍司 令部爆破計画」について、「この供述は、『捏 造』とは考えにくく、関東憲兵隊にとって も、大きな衝撃となったことは間違いない であろう」としている。小泉が戦後、コミ

ンテルンとの関係は厳しい取調べの中で錯 乱状態で「妄信」したと自ら書いていても なお、著者たちは「供述が真実か否かは、今 もって定かではない」とするのである。し かし、小泉の供述に一片の真実性があった ならば、なぜ小泉は検察庁によって起訴猶 予処分とされたのであろうか。小泉ととも に関東軍司令部爆破を計画したとされるメ ンバーも起訴猶予となったり、執行猶予つ きの判決を受けている。この事実を、小林 たちの著作は説明できない」(『調査と研究』 440-441 頁)。

なお、小林・福井は、松村が、『真相』の記述 を「センセーショナル」と記したことについ て、それは「決め付け」であり「学問的常識」に 反している、「こうしたルールを犯すこと事態 〈ママ〉が、本書〔『調査と研究』〕の学問的総括 水準を指し示すものといわねばならない」(54 頁)と述べている。しかし、『真相』刊行の際、 同書の帯には、「ゾルゲ事件に連続する知られ ざる弾圧事件の全貌」とあった(下線部引用者, 以下同じ)。これがセンセーショナルな宣伝文 句でなかったなら何なのか。出版社が用意し たものにせよ、著者の同意なしに帯が作成さ れることなどありえないだろう。しかも、『論 戦』の帯にも、「尾崎・ゾルゲ事件と連動する 満鉄調査部・合作社事件を巡る論争を全面公 開!」とあるのだから、小林・福井の著作が、

世上よく知られる「尾崎・ゾルゲ事件」との 「連続」「連動」を満鉄調査部事件に関わる著 作の謳い文句としたことは確かであり、その カギとなるのが、次に述べる「尾崎秀実の関 東軍爆破計画」である。しかし、満鉄調査部 事件は, 実際には尾崎・ゾルゲ事件とは関わ りをもたなかった。『真相』刊行の際、小林・ 福井が尾崎・ゾルゲ事件についての先行研究 を参照せず、そのため両事件を「連動」させて 論じたことの不当性は、尾崎・ゾルゲ事件の 研究者である渡部富哉によって、すでに明ら かにされている。すなわち、「驚くべき記述」 として小林が引用した先の小泉吉雄の「手記」 の内容は、全く事実と異なることが、渡部富 哉と江田憲治の共同論文によって逐一指摘さ れており、それ故、小泉「手記」に依拠して 「尾崎秀実の関東軍爆破計画」を「あり得る話」 とした小林・福井の『真相』と『論戦』は完 全に論破されているのである。渡部らは、

「小泉手記」には犯罪の成立要件である提報した具体的な情報が何であるか、それが国家機密に属するものであるかは何も記されていない。小泉が尾崎の諜報組織に参加したというなら、当然、当局は、尾崎からその裏付供述をとるはずではないか。だがその裏付けは全くないのだ。警保局のゾルゲ事件関係資料のなかにはどこにも小泉吉雄の名は見当たらない。このことは、小泉

⁽²⁾ 渡部富哉・江田憲治「『尾崎秀実の関東軍司令部爆破計画』は実在したか――小林英夫・福井紳一説の批判的検討」『社会システム研究』15号,2012年3月,および,渡部富哉「『尾崎秀実の関東軍司令部爆破計画』は実在したか――小林英夫・福井紳一『満鉄調査部事件の真相』に反論する」『ゾルゲ事件関係外国語文献翻訳集』33号、2012年6月。

が尾崎の「情報組織」に「参加」したとは、 憲兵隊の作った筋書きによる誘導による供 述以外の何ものでもないということを示し ている。満鉄調査部内に形成された「ケル ン」は、「尾崎一渡辺一小泉とつながる線」 が「見事にコミンテルンの活動に繋がるこ ととなる」と述べる小林氏が、なぜそこで 「ゾルゲ・尾崎事件」関係の資料やこれまで の研究を参照し、そうした関係があったの か、『手記』の信憑性についての検証を行わ なかったのか(注(2)の前著、139 頁)、

と、小林・福井の「小泉手記」の扱いに対する根本的批判を展開している。

さらに渡部らは、小泉手記の内容は歴史的 事実ではないことを具体的に列挙する。すな わち、「尾崎から『コミンテルン極東支部員ス ラウイツキー (記憶す)』を紹介され、枝吉勇、 渡辺雄二らと同人に再会、また渡辺らとハル ビンに行き、『極東部主任ウイリツキー(記憶 す) 又通訳アンプリと会談し、吾々の満鉄社 内の同志組織とコミンテルンとの間の関係を 付けたり』と『小泉手記』はいう」(140頁) が、これも事実ではない。というのは、「この 当時、憲兵隊の側にはコミンテルン極東局が 存在し、日本共産主義者への働きかけは極東 局が担当していたという判断があったのだろ う。しかし、コミンテルン極東局〔上海〕は ヌーラン事件(1931年6月)によって破壊さ れており、日本の中国侵略が急テンポに進む 中、日本に対するコミンテルンの指導や資金 ルートは極東局経由ではなくなっていた。コ ミンテルンは、日本の指導と連絡を「英語圏 | に組織替えしていたのである」(140頁)と、 渡部は、在日ロシア大使館文化担当・一等書 記官アンドレー・フェシューン提供のコミン テルン資料により指摘する。

そして、加藤哲郎「宮城輿徳の訪日の周辺」 (日露歴史研究センター編『第6回ゾルゲ事件国際 シンポジウムレジュメ集』2011年9月)からの 引用によりその指摘を補強したのち、渡部は 次のように述べ、小泉吉雄がゾルゲ諜報団員 であったことはあり得ないとする。「したがっ てこの時期に、コミンテルン極東支部員スラ ウイツキーを紹介された、とか、通訳アンプ リと会談して、満鉄社内の同志の組織とコミ ンテルンの関係をつけた、などということは 誤った記述以外にはあり得ない」(140頁)。

不思議なことに、小林の『満鉄調査部の軌 跡』(藤原書店、2006年、以下、『軌跡』と略す) になると、「富田武氏によれば、1941年時点に おいてコミンテルン極東支局なるものは存在 せず、またここにあげられている『スラウイ ツキー』、『ウイリツキー』なる人物も『ロシア 対外諜報略史』(ロシア語)によれば実在しな い、との御教授を得た」としているとの註が 現れる (『軌跡』289頁)。これは『真相』で指 摘した小泉「手記」に依拠するコミンテルン と小泉との関係が富田によって否定されたこ とを意味するのであるから、 当然自説を撤回 すると思いきや、小林は依然として『軌跡』の 中でも自説を主張しているのである。この点 も渡部により批判されており、その結果、『軌 跡』でも、『論戦』でも矛盾したことを並置さ せているのであるが、この点も私には理解不 能なことである。

また、渡部が指摘するように、1941年9月に尾崎が来満したとき、北進はなく対ソ戦の脅威は完全に去っていたのであるから、来満した後、「尾崎の指令によって『日ソ戦防遏』のため輸送妨害・通信施設破壊・治安攪乱・関東軍司令部の爆破などが計画される筈はない」(142頁)し、尾崎の逮捕(41年10月)で司令部爆破計画が「延期」になったこともあり得ない。

さらに、「小泉手記」によると、渡辺雄二も 枝吉勇も共犯者になるはずだが、憲兵隊が渡 辺・枝吉から裏づけ証言を取ったこともない、 と渡部は批判する。これも自身の論文内部に 不整合な史実が存在するにもかかわらず、そ の矛盾に目をつぶり、さらなる考察をすすめ ない小林らの研究の特徴の現われである。

『真相』での「なんと、日ソ戦が勃発したと きには、関東軍の顧問であった小泉吉雄が、関 東軍司令部を爆破することを、渡辺雄二に約 東したことが語られていたのである」(208頁) との小林の指摘は、さらに「尾崎秀実と満鉄調 査部員との関係」として次のように展開され た。「尾崎がヘッドになって、満鉄調査部員を コミンテルン幹部に密会させ、日ソ戦が勃発 し、満洲が戦場となった場合には関東軍司令 部を爆破する, そして企画院のメンバーとも 連絡をとり、ゾルゲとも渡りをつける。この ような大計画が述べられていたのである。/ 小泉吉雄の戦後の回想記では、この手記の記 述は憲兵の追及と己の妄想の結果だったよう に記しているが、尾崎のこうした行動は、あ り得る話だと思う。『東亜協同体論』の立場か らすれば、尾崎がソ連、中国、日本の反戦勢力

の結集を図る動きをすることは、十分可能性があり得るからである。少なくとも、関東憲兵隊はその危険性を重く見たのであった。/ 1941 年から 42 年に連続して起きた企画院事件、尾崎・ゾルゲ事件、満鉄調査部事件は、摘発された人たちが互いに交流があったというだけでなく、総力戦体制の前提というべき「合理的思考」の排斥という意味でも、一連の動きであった。これらを戦中の『三大弾圧事件』というのも、こうした共通性に着目してのことである」(『真相』256-257頁)。尾崎の「東亜協同体論」からして、小泉の手記にある関東軍司令部の爆破計画などは「あり得る話」としたのである。

だが、同時に小林・福井は、同じ『真相』の中で、関東軍司令部爆破計画、コミンテルンの工作など「小泉が語る『戦前』のすべてが事実なのか、『真相は闇の中』である」「供述が真実か否かは、今もって定かではない」(210頁)とも書いた。もちろん、「あり得る話」と「真相は闇の中」とは異なる概念である。小林らは、『論戦』では私の批判に対しても、渡部宛書簡では渡部の批判に対しても、この2つの概念を巧みに使い分けて回答し、結局支離滅裂な「論理」に陥っている(後述)のだが、ここでは類似の、しかし異なる、2つの概念を同じ著書で使用していることだけを指摘しておくにとどめよう。

「真相は闇の中」との小結は、次のような推論に導かれて出てきたものである。それは『真相』の中で、「『小泉手記』の記述の信憑性」の小見出をつけて2頁にわたり検討している中で示されている(209-210頁)。これは小林ら

独自の奇妙な解釈といわざるをえない。小林らはいう。「これ〔小泉の手記〕は重大な供述であり,憲兵が描いた『ストーリー』に乗って語ったものと考えるには,事は具体的で重大過ぎて,やや不自然な感を持つ。なぜならば,もし,この供述が公判で述べられたとしたら,関東軍の中枢の軍人たちの責任問題に発展する事態は不可避だからである。この供述は『捏造』とは考えにくく,関東憲兵隊にとっても,大きな衝撃となったことは間違いないであろう」(209頁)。

この供述は「捏造」とは考えにくいといっており、公判で述べられれば関東憲兵隊の責任問題に発展する、と小林が指摘していることに注視しておこう。だが、公判で述べられても関東憲兵隊が表彰されることはあっても、責任をとらされるということはあり得ない。事実そのような前例もなかった。「もし、この供述が公判で述べられたとしたら、関東軍の中枢の軍人たちの責任問題に発展する事態は不可避」などという文言は、権力の本質について甘い認識しかできない研究者の頭の中の産物にすぎない。

小林は「では、事実はどうか」として、小泉の戦後の回想録『愚かな者の歩み』にもとづいて、「尾崎との関係を中心とした厳しい取り調べに対し、『尾崎が側にいるような気持ちになってきた』とあり、本人の錯乱の様子が書かれている」(『真相』209-210頁)と指摘した上で、小泉手記は、「取り調べの中で錯乱した小泉が自ら語ったものとも思えるが、『在満日系共産主義運動』にも、二名がソ連共産党員と接触している記述(なぜか名前は書かれてい

ない)もあり、この工作のすべてが『虚像』であったのか、一部が事実であったのか、戦後、企業人としての人生を送った小泉が語る『戦前』のすべてが事実なのか、真相は闇の中である」とするのである(210頁)。ここで小林が「真相は闇の中である」といい、関東軍指令部爆破計画を否定していないことを再度確認しておこう。小林は「……真相は闇の中である」につづけて次のような一節を書き、「今もって定かではない」と結論している。

しかし、取り調べを担当した高橋曹長と いう下士官憲兵のもとで書かれた小泉の手 記は、上層部に、さまざまな意味の「衝撃」 を与えてしまったことは事実であろうし、 その供述が上層部で、その後どう処理され たかは不明である。小泉の回想録によると, 検察庁においては、吉岡という検事から逆 に「尾崎事件には君は関係ない」と言われ、 自らは、『私と尾崎との関係の供述は、逮捕 されてから少しづつ思い出したもので、憲 兵が嘘を言う筈はないと思って一生懸命考 えていると、ボーッと情景が思い浮かび、そ れをそのまま記したと述べた。しかし、こ んな重大な事を逮捕されてから思い出した のは、不思議であるが、供述書は頭にこび りついた儘だと述べた』と語っている。し かし、供述が真実か否かは、今もって定か ではない(210頁)。

上記の小泉『回想録』からの引用された部分に誤りは、確かにない。しかし、小林は、吉岡検事が「尾崎事件の主任検事であったと自

己紹介した上」と書いている部分に注視しなかったようである。あるいは、この検事が尾崎事件の宮城与徳の主任検事の吉岡述直であることに気づかなかったのかもしれない。そして、回想録の引用した前記「……供述書は頭にこびりついた儘だと述べた」のあとにつづ

く一行――「吉岡検察官はだまって聞き乍ら、 最後にかなり誘導訊問がひどかったようだと 一言」(『愚かな者の歩み』66頁)を引用しては いない。この一行を引用すると、尾崎事件の 主任検事吉岡が、小泉の尾崎との関係、コミ ンテルンとの関係、関東軍司令部爆破計画な

(3) 同様のことは、福井紳一の「『満洲』に於ける合作社事件――佐藤大四郎の思想・行動と尾崎秀実」 『植民地文化研究』第7号, 2008年7月) についても指摘できる。福井は、1941年11月4日の合 作社事件の検挙実行者の一人であり、佐藤大四郎も取り調べた工藤胖(当時新京憲兵隊本部特高課防 諜班班長)の回想録『諜報憲兵』(図書出版社、1984年)に対し、「佐藤大四郎の行為をあえて捏造 する政治的意図など全く見られない」と全面的な信頼を表明した上で、同書にもとづき、佐藤たちは 「日本共産党の再建とコミンテルンとの連絡を目的に農事合作社の公的会合に名を借りて、私邸や料 亭で十数回の会合や打ち合わせを行った」と述べ、小泉吉雄と同様に、佐藤大四郎も、尾崎やコミン テルンの指示の下で動いていたとしている。さらに福井は、工藤『諜報憲兵』が掲載する「佐藤自供 の要旨」の中から、「佐藤大四郎が尾崎秀実の指示を受け調査資料を整理して渡していたこと、尾崎 の指示で農事合作社に移ったこと」、「満鉄調査部が参謀本部に提出した『シベリヤに於ける農畜産物 と食糧事情』という調査報告書は、軍の北進阻止を図る尾崎からの調査依頼と確信した佐藤大四郎に より、『シベリヤに於ける農畜産物事情は過去現在将来とも最悪で、原住民の自給自足さえ困難』と いう過大な内容にして作成された事実」を紹介し、この報告により、東条陸相は食糧現地調達による 作戦遂行はシベリアではできないと主張し、「御前会議の方針を南方進出へと転換させた」と佐藤が 「供述した」というのである。しかしながら、「佐藤の自供の要旨」の信憑性は極めて疑わしい。なぜ なら、佐藤が作成したとされる「調査報告書」の存在は確認されたものではないからである。

そして、この佐藤の「供述」について福井は、南進政策の決定が「かりそめにもソ連ならびにコミンテルンの謀略であるとすれば、まさに陸軍首脳部の沽券にかかわる一大事である。……上司は軍当局と相談の結果、この事件についてはこれ以上の追及は打ち切り、かつ一切取り調べ記録より抹殺するよう指示された」と、『諜報憲兵』から引用しているのだが、佐藤が尾崎・コミンテルンと関連をもっていたことを示す史料はない。また、佐藤の供述内容が明らかになると軍上層部が動揺するので供述内容は伏せられたとする点は、小泉吉雄の手記の分析と同様の指摘であるが、これも勝手な推測にすぎない。

そもそも、工藤が 1984 年になって書いた『諜報憲兵』は、どれほど信頼できるものだったのか。少なくとも、2008 年に発見された合作社事件で検挙された平賀貞夫を含む 6 名(「中核体」)についての満州国最高検察庁の史料によって、日本共産党再建やコミンテルンとの関係を容疑として関東憲兵隊が起こした合作社事件がまったくのフレーム・アップであることが明確になった現在、佐藤大四郎と尾崎・コミンテルンとの関係や偽報告書作成、南進論推進といったような工藤の回想録を無批判に使用した福井の叙述が誤りであることはもはや明らかである。福井自身も『論戦』(第7章)への収録に際しては、工藤の記述にもとづく元の論文の半分ちかくを占める紙幅を削除し、したがって、佐藤と尾崎・コミンテルンとの関係の記述も消え去っている。だが、これも、「この『論戦』に注目していただいている読者の方々への配慮」(『論戦』 397 頁)なのだろうか。旧論文を単行本に収録するさいには、変更することはありうる。しかし、大幅に削除するばあいには、事実誤認があったから削除するのか、そのほかの理由なのか、明記すべきであろう。

(4) 後述する野々村一雄を取り調べたのも、この高橋曹長である。

どを供述した「手記」が、高橋曹長の誘導訊問によりなされたと認定したことになる。そうなると、小林の立論は崩壊することになるので、引用しない、否、引用できないのである。この一行を無視しなければ、「真相は闇の中である」とか「今もって定かではない」という議論は出ようがないからである。だから、『愚かな者の歩み』のその後の記述、「昭和十九年九月大川検察官が起訴猶予、即時釈放を小泉に宣告した」との部分(70頁)も、小林は引用しない。つまり高橋曹長による小泉の供述が「その後どう処理されたかは不明」(小林)ではなかったのである。

小林たちは「権力側の史料をそのまま鵜呑みししたセンセーショナルな記述」であるとした前述の松村の批判に対し、小林・福井は『論戦』の中で、次のように答えた。「私たちが論じた当該箇所をもう一度確認すれば、小泉吉雄の供述とは、調査部員の渡辺雄二から、日ソ戦争勃発防止のための反戦運動を行なうことを打ち明けられた時に、関東軍司令部に爆弾を仕掛け、政府関係者との連絡役の任務を果たすと約束したというものである。/この小泉の荒唐無稽な供述を、もし関東憲兵隊が

自前で行なった捏造と見なすならば、そこに 生じる不自然さを否めない。なぜならば、関 東憲兵隊のフレーム・アップのシナリオのス トーリーにしては、関東軍にも不利をもたら す結果となるからだ。私たちは、この供述は、 取調べの中で混乱した小泉が、自発的に虚偽 の供述を行った可能性は大きくとも、関東軍 幹部の管理責任にも及ぶ恐れがあるので、関 東憲兵隊が強いて被疑者たちに語らせた一連 の『捏造』の類とは性格を異にするのではな いか、と考えた」(70-71 頁)、と。

そう考えた理由は、何も語られていない。 史料的根拠もなく、勝手に考えてもらっては 困るのである。「この小泉の 荒唐無稽 な供述」 との叙述は、突然『論戦』に登場するのだが、 関東憲兵隊の調書は「荒唐無稽 な作為」(石 堂清倫)であるとは、私が『調査と研究』の 中で小林・福井を批判して使った用語である。 だが、小林らは『論戦』で松村批判をするさ いに使いはじめたもので、それ以前には彼ら は使っていない。荒唐無稽なものとみなした ら、「小泉手記」がいう関東軍司令部爆破計画 も存在しないものということになるからであ る。『論戦』では突然「この小泉の 荒唐無稽

⁽⁵⁾ なお、小林の『軌跡』になると論調は、やや異なってくる。小林は、調査部事件についての結論部分で、次のようにいう。「おそらく憲兵隊は当初、小泉吉雄らの手記を手がかりにコミンテルンと尾崎と満鉄調査部そして企画院を関連づけて『事件化』しようと試みたものと思われる。小泉吉雄は、尾崎と満鉄調査部と企画院のいずれの組織、人物とも関連した結節点にいたスタッフである。ところが、小泉が語るように憲兵隊はその物証を挙げられぬままにこの筋書を貫くことができず、中途で断念したのではないかと思われる。つまり憲兵隊は尾崎・ゾルゲ事件、満鉄調査部事件、企画院事件を一つながりの事件と見ていたと想定される。ところが、物証が挙げられないため、それぞれを別個の事件として扱うよう中途で方針転換をしたというのが、新資料と『在満日系共産主義運動』の筋書と主役の違いを生み出した理由だと考えられる」(307-308 頁)。本文でも、証拠の金貨が憲兵隊が派遣して探したが発見されなかった、というところで終っていて、小泉の供述の信憑性については明確な記述がないままである(288 頁)。

な供述」が登場するが、「あり得る話」「真相は闇の中」を取り消さないので、論理的に支離滅裂になり、次のような奇妙な弁明をするのである。

小林・福井は、「『この供述が公判で述べられたとしたら、関東軍の中枢の軍人たちの責任問題に発展する事態は不可避だからである。この供述は『捏造』とは考えにくく、関東憲兵隊にとっても、大きな衝撃となったことは間違いないだろう』(『真相』209頁)と書いたのである」につづいて、「それは、前述したように、関東憲兵隊が強いて被疑者たちに語らせた一連の『捏造』の類とは性格を異にするものであるという意味であり、『事実』であるという意味では全くない。『捏造』ではないことは『事実』であるということを必ずしも意味しない、ということは論理的に明確なことである」(『論戦』71頁)と述べるのである。

だが、この点は「論理的に明確なこと」なのであろうか。これは以下に示すように、小林・福井が論理的に破綻していることを示しているだけである。

渡部富哉は、2011年11月5日のゾルゲ・ 尾崎墓参会で「『尾崎秀実の関東軍司令部爆破計画』は実在したか」と題する講演を行い、その後、「小林・福井氏は『真相』で、『関東軍司令部の爆破計画はあり得る』『この供述は「捏造」とは考えにくい、憲兵隊にとっても大きな衝撃となったことは間違いない』、などと書かなかったと言うのか? この点につき、小林・福井氏にはっきり回答して貰いたい」と して、講演原稿を整理した上で小林と福井に 送付した。

それに対し、「『事実』と言ったことはない」 と以下のような回答がきた。その回答は論理 的に明快どころか、全くの誤りがある。

断定が不可能な故に判断を保留しているということは、「①事実であった」、「②事実ではなかった」、「③事実であった可能性もあるし、なかった可能性もあるし判断できない」、という3点の判断のうち、当時の私たちの言説においては、③を選択したことを意味します。

そのため、「取り調べの中で錯乱した小泉が自ら語ったものと思える」(『真相』210ページ)と明記するとともに「尾崎がソ連、中国、日本の反戦勢力の結集を図る動きをすることは十分可能性があり得る」(『真相』256ページ)と、両論併記の意味を含めて述べております。すなわち③のように、双方の可能性を担保し、その上で「定かではない」「真相は闇の中」との結論を明記し、判断ができないと言う現状を率直に表明するにいたりました。

渡部の追及に追い詰められた小林らは、「事 実」に関する判断を3つに分類し、「③事実で あった可能性もあるし、なかった可能性もあ るし判断できない」を選んだのであって、「① 事実であった」と言ってはいない、と開き直っ たのである。だが、この3つの分類自体が「論

⁽⁶⁾ 渡部前掲「『尾崎秀実の関東軍司令部爆破計画』は実在したか」15頁。

理的」には成り立たない。というのは、三択の論理を整理するなら、

- ①事実であった ②事実でなかった ③事 実であったか事実でなかったか判断でき ない, とするか,
- ①事実であった可能性がある ②事実でなかった可能性がある ③事実であった可能性があるか、事実でなかった可能性があるか判断できない

のいずれかでなければならない。だが、後者はいうまでもなく三択の論理として成立しない。小林・福井のように、「あり得る話である」=事実であった可能性がある、といいながら、「真相は闇の中」=事実であったかなかったか判断できない、とを同時に主張することは、論理的にできないのである。だから、小林・福井の渡部宛書簡が述べる「両論併記」をすることも論理的にできない。小林・福井のいう「論理的に明らかなこと」など「詭弁」(渡部)にすぎないことは、もはや誰の目にも明らかであろう。

当然,小林・福井は私の「小泉の供述に一片の真実性があったならば、なぜ小泉は検察庁によって起訴猶予処分とされたのであろうか。小泉とともに関東軍司令部爆破を計画したとされるメンバーも起訴猶予となったり、執行猶予つきの判決を受けている。この事実を、小林たちの著作は説明できない」との批判に対しては応えることができない。私は前述したように、『調査と研究』(484-485 頁)に、満鉄調査部事件(第1次、中間、第2次)の逮

捕者 44 名全員の,「関東憲兵隊の事件処理」「新京高等検察庁の処分」「新京高等法院の判決 (1945年5月1日)」の一覧表を掲げておいた。小泉吉雄は、関東憲兵隊により 1943年9月28日に治安維持法第5条第1項により送検されたが、新京高等検察庁は44年9月に起訴猶予とした。小林らは小泉が起訴猶予になったことには触れずにスキップし、松村の引用のしかたに話を移してしまう。それは、松村は引用文から意図的なカットをして、読者を誤読に導いたとするものである。

それにもかかわらず、松村高夫氏は、ある意図を持って、「この供述が公判で述べられたとしたら、関東軍の中枢の軍人たちの責任問題に発展する事態は不可避であるからである」という、小林・福井の文章における重要な部分をわざとカットして引用し、読者の目を覆った。そして、小林・福井が「関東軍司令部爆破計画」について、あたかも「事実」であると主張しているかのように、『満鉄調査部事件の真相』を未読の人々に誤解させることを図った(『論戦』71 頁)、

というのである。この省略部分は、私が「……」(省略)を入れるべきであった箇所で、技術的ミスであり、もちろん「わざとカットして」「未読の人々に誤解させることを図った」のではない。そして、「これは、小林・福井の著作・研究に対する曲解か、意図的な誤読であり、それにより作られた虚構である。松村高夫氏は、小林・福井の著作を読んでいない人々に与えるこの虚構の効果をどのように計算したのだ

ろうか」(同前 72 頁)とさえ書いている。私 が省略した部分は、彼らにとって「重要な部 分」とのことであるが、それは権力による調 書の本質の無理解、満州の関東憲兵隊・警察 と裁判の制度と本質の無理解を示しているこ とは、前述したところである。

さらに松村が、小林・福井は「関東軍爆破計画の存在を否定しない」というのは決め付けであり、その決め付けを「関東憲兵隊のフレーム・アップを否定した」と拡大させているというが、彼らはここでは、「あり得る話」ではなく、「真相は闇の中」の方を使っている。後者の論点を補強するために『論戦』では、『真相』刊行後に『情況』誌上で行われた座談会で、「小泉供述書」に関する米谷匡史の質問に対する小林のコメントを長々と追加している(73-74頁)。すなわち、

小林は、「わかりませんというのが正直なところです(笑)。」と述べた後、小泉が『愚かな者の歩み』という回想録をだしたことを述べ、その中で関東憲兵隊の取調べの中で、尾崎から金貨をもらったと供述し、憲兵が自宅にいって探したことを述べたあと、「要するにはっきりしていることは関東憲兵隊は必死になってその物証を探したけど、ついにそれは出てこなかったと。しかし、彼〔小泉〕はそういうことをしゃべったかもしれないし、しゃべらなかったかもしれないと朦朧としていま思い出せないと、そういう筋書きなんです。/だから私たちも分からないと書いたんですけれども、……」とする。

小林・福井は、「わからない」「真相は闇の 中」とした理由として、『真相』では記されて いなかったことを、『真相』刊行後の『情況』 誌上の座談会での発言からはじめて提示した のだが、これは全く理由にはならないもので ある。なぜなら、小泉は、『愚かな者の歩み』 の中で、「しゃべったかもしれないし、しゃべ らなかったかもしれないと朦朧としていま思 い出せない」とは書いておらず、しゃべった、 供述書にも書いたと明確に書いているからで ある。

小泉が回想録『愚かな者の歩み』で書いた 取調べの様子は、以下のようなことである。 1942年9月21日朝, 自宅に4人の私服憲兵 がきて「憲兵隊に出頭してくれ」といわれ、新 京駅に運ばれ、吉林駅に憲兵隊の車が迎えに 来ていて、ただちに留置場に放り込まれたが、 「さっぱり取調べはない」。3カ月ぐらい経た ところで、新京にいくことになり、憲兵隊本部 の地下の新京留置場に入れられた。「私「小泉 吉雄〕に対する取調は尾崎秀実との関係が中心 である。既述のように、私は満鉄東京調査部 新設については、山本駿平君と二人で主役を 演じたので、同室に新しく嘱託として入って きた尾崎秀実とも当然仲良くなった。/調査 上のことで、同人の意見もよく聞いた。然し、 同氏は調査マンというより、幅の広い情報屋 という感じであった。個人的には人当りもよ く、昼食を共にしたり、夜一緒に酒を御馳走に なったりした」。取調官は高橋曹長であった。

取調は毎日夜に行われる。取調室は三畳 位で、机が一ツあるだけの殺風景なもので ある。私は尾崎が逮捕されたことは知って いたが、理由はよく知らなかった。 高橋曹長は先ず、私がソ連コミンテルンの一員だと言う。また、今回の満鉄事件の関係者の中にも外遊中に入党したものがあると言う。彼は、時に声を大にし、また机を叩いて自白せよと迫る。私には、そんな事実はないから否認する。彼は、証人として東京から尾崎が連れて来てあると言う。

毎晩,こんなことが続くうちに,高橋曹 長は嘘をつく人ではない,寧ろ,私は東京 では毎晩遅くまで酒を飲んで遊んでいたの で,忘れて了ったのではないかと考え始め た。

それから一週間も経た頃、取調後、房に帰って室内をぐるぐる歩き廻っていると、右股のあたりが温くなって、尾崎が側に居るような気持になってきた。そして、尾崎から入党の証として、ソ連金貨(裏面に万国の労働者団結せよと書いてある)を貰ったこと、これを或る日、東京板橋の借家の庭に埋めたことが思い浮んできた。埋める時には焼いて埋めたことも思い浮んだ。

この金貨は、家内の父にも見せ、又埋める時には家内が側にいたような気になった。 早速この事を高橋曹長に話をした。

釈放後,知ったことだが,この金貨のことに付て家内も憲兵隊に呼ばれ,何回も訊問され,又東京の憲兵隊からは,家内の父に問い合せがあった由である。家内も窮して,私の先輩で満州国の警務庁長や,省次長の経験ある岸谷隆一郎氏に相談したところ,知らぬことは知らぬで明快に主張せよとのことであった由。

義父と家内には、大変迷惑をかけた訳だ

が、私の供述は高橋曹長の要請で文書にしたし、私としては絶対に間違いないと妄信した。追求は、更らに毎夜半続く。高橋曹 長は未だ他に隠していることがあると言う。 いくら、どなられても思い出せぬ(『愚かな 者の歩み』58-60頁)。

小林・福井はこのような高橋曹長の取調べにより書いた小泉の手記をも「被疑者の思想や心情を反映して」いるとみなし、関東軍司令部爆破計画があったということも否定せず、「あり得る話」だとしたのである。

小林・福井は『論戦』(56頁)の中で、確 認しておかなくてはならないこととして4点 挙げている。「①私たちは関東憲兵隊のフレー ム・アップを否定したことはない」というが、 満鉄調査部事件がフレーム・アップだという 松村の論文を二項対立的理解として攻撃した ではないか(詳しくは後述)。「②大量の逮捕者 の『手記』の出現に幻惑・拘泥したことはな い」というが、「小泉手記」についてみるよう に、幻惑され拘泥しているではないか。そし て「③憲兵隊に誘導された供述とそれに抵抗 した部分などを慎重に検討し、その厳密な振 るい分けを実施したのであって、単純に手記 に依拠したわけではない」というが、誘導さ れた部分と抵抗した部分を厳密に振るい分け ることなど不可能なことは自明ではないのか。 それを振るい分けたということ自体が, 幻想 そのものである。「④合作社や満鉄調査部内に 松村氏が考えるような『革命運動』や『共産主 義運動』が展開されていたなどと分析したこ となどないしというが、小泉などの満鉄調査 部員が、尾崎・ゾルゲ、コミンテルンと関連 をもったということを『真相』の売りにして いたではないか。「小泉吉雄は尾崎と満鉄調査 部と企画院のいずれの組織、人物とも関連し た結節点にいたスタッフである」(『軌跡」307 頁)と述べなかったとでもいうのか。「当時, そういう事件(満鉄調査部事件)はこれだけで はありません。「企画院事件」「尾崎一ゾルゲ 事件」、こうした一連の事件は満鉄調査部事件 を結節点に動いていました。」(小林英夫『満洲 ――その今日的意味』柘植書房新社、2008年、34 頁)と言ったことはなかったのか。小泉吉雄 が「結節点にいたスタッフ」という主張には 史料的裏づけが全くなく、小林・福井の推測 にすぎないことは前述したところである。肝 腎なところにくると、史料からはいえない、抽 象的な叙述ですますところに小林・福井の論 考の特徴があり、その意味では史料にもとづ き分析した結果を叙述する歴史学の論考では ない、といわざるを得ない。

(2) 撫順戦犯管理所の史料——「戦犯供述 書」の信憑性をめぐって

小林・福井は、撫順戦犯管理所の日本人戦犯の手記や「担白」を使用した松村に対し、「史料批判の論点がみえない」として、次のようにいう。

関東憲兵隊に検挙され獄中で取調べを受ける「容疑者」も、中国の戦犯管理所に身柄を拘束されている「戦犯」も、その「供述」には誘導や自己保身の要素が程度の差こそあれ同様に入るはずである。

中国でも、多くの日本軍関係者が B・C 級戦犯として処刑など厳罰を科せられたので、拘束された者たちの緊迫は想定しうる。それにもかかわらず、松村高夫氏は、関東憲兵隊に検挙された者たちの「手記」はフレーム・アップと断じるのに、どうして、日本の敗戦後に、中国に戦犯として拘束されている日本軍憲兵らの「手記」を分析する際に、同様の資料批判の視点を見出し得ないのか。その行為には、歴史的実証以外の、何か「価値観」が介在するのか、疑問を感じざるを得ない(『論戦』53頁)。

撫順戦犯管理所での戦犯の扱いは、周知の ごとく, 周恩来の指示(そこに当時の中国政府の 立場からの政治的要請があったにせよ)により、 きわめて「寛大」かつ人道的になされた。時 間をかけて日本人戦犯に内省的に自己批判さ せ、その「認罪」(加害認識) の結果が供述書・ 「担白」であった。新井利男は「中国の戦犯政 策とは何だったのか」の中で、それは「中国政 府の日中十五年戦争及び国内戦争における戦 争犯罪者の処理政策のことである。特徴とし て、連合国各国が行った『勝者の裁き』にみら れる報復的『断罪』とは異なり、『改造』という 中国独自の政策にもとづいて行いました。そ して裁判はその一環に過ぎなかった。『改造』 とは、罪を犯した者を人道的に取扱い、教育 によって新しい人間に甦生させるということ である」と書いている。

私は金源2代目所長から直接聞いたり、帰 国後中国帰還者連絡会(中帰連)をつくり日中 友好運動に献身してきた人たち何人かから聞 いたりした中でも、戦犯管理所で脅迫・誘導が あったという事実はない。帰国後、「認罪」を 否定した古海忠之や後退させた飯守重任(東 京地裁判事に復職)のような例外はいたけれど も, 撫順 (969人)・太原 (140人) 戦犯管理 所の大多数は、脅迫・誘導なしに「認罪」に いたったことを証言している。戦争捕虜の扱 いの歴史において,前例のないこの「撫順の 奇跡」(溥儀) に関しては、近年の著書に限っ ても、中国帰還者連絡協議会編 『帰ってきた 戦犯たちの後半生---中国帰還者連絡会の40 年』(新風書房、1996年)、藤原彰・新井利男編 『侵略の証言』(岩波書店, 1999年), 中国帰還 者連絡協議会他編『侵略 中国における日本 戦犯の告白』(新読書社, 2002年), 岡部牧夫・ 荻野富士夫・吉田裕編『中国侵略の証言者た ち――「認罪」の記録を読む』(岩波書店, 2010 年) など大量の証言・記録・本がある。それ らをみれば、撫順・太原における戦犯の供述 書と、関東憲兵隊の取調べのもとで作られた 供述書、「手記」とは、供述がなされた環境が 全く異なることは明らかである。右翼的論者 が戦犯管理所の手記は「洗脳」された結果だ としているが、彼らと誘導や自己保身が作用 したとする小林らのあいだに差異をみいだす ことは難しい。小林・福井の主張は、中帰連 (2002年に解散し、それ以降は「撫順の奇跡を受 け継ぐ会」が引き継いでいるので、正確には、旧 中帰連)のひとびとへの侮辱以外の何もので もない。小林らが関東憲兵隊の下で作成され

た供述書と撫順戦犯管理所のそれとを質的に 峻別する松村の「行為には,歴史的実証以外 の,何か「価値観」が介入するのか,疑問を 感じ」るというような曖昧模糊とした表現で 私を中傷する前に,撫順戦犯管理所での供述 書が書かれるに至るまでの事実経緯と供述書 の内容を,それこそ実証的に検証すべきであ る。私は実証研究が根源的には価値観なしに はなしえないという歴史認識論をもっている が,ここで彼らのいう「価値観」とは,通俗 的な意味での偏向した判断基準といったよう なことを指しているようだからである。

三、分析をめぐる諸問題

1 社会史・労働史の無理解

小林の社会史・労働史の捉え方には、無理解が露呈している。1960年代後半に浅田喬二、原朗、小林英夫、と松村の4人で満州史研究会をつくり、その共同研究の成果は、1972年に満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』(御茶の水書房)として刊行された。その出版を記念する4人の会が、私のイギリス・ウォーリック大学社会史研究所への留学の送別会にもなったのだが、小林はその席上での会話を、『アジア太平洋討究』での連載批判論文の第1回目冒頭で次のように書いた(この部分は、何故か『論戦』収録の際には削除されている)。

松村氏はそのとき、これからは社会史だ

⁽⁷⁾ 新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言——新井利男の遺した仕事』梨の木舎, 2003 年、21 頁。

と熱っぽくその重要性を語り、小林はそれ を否定はしなかったが、運動主体だけでな く、それを取り囲む政治・経済・文化の全体 像の連係把握と、そのなかでの個々に運動 もしくは事件の位置づけの必要性を強調し た。松村氏は英国へと旅立ち,確か数年そ こで研究していたと思う。他方小林は日本 にとどまり、全体像の連係把握という途方 もない研究に「旅立った」。そして今も「旅」 を続けている。「何でも屋」という悪評もあ えて無視して。そこには、西欧学問をすば やく日本に紹介し主流となす, 明治以来の 日本の社会科学の手法への批判が、なかっ たわけではない。30年経ったいま、その議 論の延長線上の問題を、満鉄調査部事件研 究論争をもって再び松村氏と干戈を交える ことが出来ることを小林は無上の光栄に思 う (244 頁)。

30余年前の送別会の席で、松村は運動主体を扱う社会史の重要性を語り、小林は主体を取り囲む政治・経済・文化の全体像の連係把

握とその中に運動・事件を位置づける重要性 を指摘したことになっている。そして、小林 は『論戦』の中で、「その議論の延長線上の問 題として」松村は、依然として運動主体だけ を扱っており、事件の背景にある総力戦体制 の構築, 関与, 変質をみていないとして, 次 のようにいう。「合作社事件・満鉄調査部事件 の重要な背景には、総力戦体制の構築と、そ れへの関与、及び、総力戦体制の変質がある。 松村高夫氏の合作社事件・満鉄調査部事件観 には、この視点が決定的に欠落している」(78) 頁)、「合作社事件・満鉄調査部事件の要因を、 関東憲兵隊の『面子』『巧名心』と結論付けた 松村高夫氏の『論理』からは、当然のことな がら、合作社事件・満鉄調査部事件を生み出 す情勢の変化に対する歴史的考察が読み取れ ない」(80頁)。

まず、小林には社会史・労働史に関する無理解がある。小林は、社会史が政治、経済、文化などの「総合の学」(ヴィーコのいうインゲニウム)であること、および「下からの歴史」(E.P.トムスン)(コモン・ピープルの視角からの歴史)

⁽⁸⁾ 撫順・太原戦犯管理所における戦犯教育とその結果としての「認罪」については、張宏波・石田隆至「加害の語りと日中戦後和解――被害者が受け入れる反省とは何か」『PRIME』30号,2009年10月,石田隆至「寛大さへの応答から戦争責任へ――ある元兵士の「終りなき認罪」をめぐって」『PRIME』31号,2010年3月,同「中国の戦犯処遇方針にみる『寛大さ』と『厳格さ』――初期の戦犯教育を中心に」『PRIME』32号,2010年10月を参照のこと。「NPO中帰連平和記念館」(埼玉県川越市笠幡1948-6)には撫順・太原戦犯管理所での経験を記した多数の書籍、資料が書架に並んでいるし、「戦犯」が記した「手記」の原本も多数保存されている。高齢の旧中帰連メンバーによる最近刊行された本だけでも、次のようなものがある。稲葉績『終わりなき闘い――山西省に残留させられた兵士たち』(「撫順の奇跡を受け継ぐ会」埼玉支部、2012年5月)、中村賢一『激動の昭和を生きて私の自分史』(同会、千葉支部、2012年4月)、鹿田正夫『自分史 私と戦争と――大正・昭和・平成を生きて』(同会、山陰中帰連、2011年3月)、絵鳩毅『撫順戦犯管理所の6年――監獄が自己改造の学校だった』(同支部、2010年3月)、同『シベリア抑留の5年――強制労働、慢性飢餓、極寒、人間不信の世界』(同支部、2010年11月)、同『皇軍兵士の4年――カント学徒戦犯に墜つ』(同会、神奈川支部、2011年9月)。

であることの2点を特徴とすることを理解し ていない。また、労働史 Labour History がそ れまでの労働組合史 Trade Union History と 異なるのは、(組織された労働者に限らない)コ モン・ピープルの労働と生活を政治,経済,文 化といった要因との関連で解明し、彼らの(広 義の)運動を国家権力などの権力との関連で 解明することにあることを理解していない。 小林のいう「政治・経済・文化の全体像の連 係把握」は、まさに社会史の方法である。し たがって、小林のいう「……事件を生み出す 情勢の変化に対する歴史的考察」が必要なこ とに私も異論はない。ただ、私は、小林のよ うに「合理性」から「不合理性」というような 抽象的レヴェルで情勢変化を理解すると、そ れは「歴史的考察」ではなく、そこからは紋 切り型の結論しか出てこない、と主張してい るのである。

2 総力戦下の「合理性」, 生産力説および歴 史連続説

小林は総力戦体制のもとでは、生産上昇に 貢献する「合理的知性」が必要不可欠となり、 「上からの社会変革」の要素が存在し、企画院 の革新官僚だけでなく、尾崎秀実は「東亜協 同体論」を論じ、小泉吉雄は企画院において、 秋永月三のもとで、近衛内閣の「基本国策要 綱」の起草に参画し国策の中枢まで入り込ん だとする(『論戦』82頁)。だが、アジア太平 洋戦争期になると、東条内閣の下で、「神国日本」が強調され、それまでは軍が維持してきた「合理性」も否定されるようになり、その移行の時点で、合作社事件・満鉄調査部事件が起こされたとする(81-82頁)。小林のいう「……事件を生み出す情勢の変化に対する歴史的考察」とは、所詮このような抽象的レヴェルのことなのである。

そもそも総力戦体制下では「合理性」が要 請されるという小林の主張は、大河内一男の 『戦時社会政策論』(1940年)や山之内靖の『総 力戦と現代化』(1995年) に通底するものであ る。大河内は『戦時社会政策論』の中で「戦 争は経済体制の戦時体制への編成替へを通じ て社会政策を強度に押し進める」と把え、「労 働力の配分と並んで労働力の積極的供出が課 題となる。例へば、軍事産業のための労働力 の積極的養成或は補導、婦人・老年・外国人・ 捕虜等の労働力を応急的に供出せしめること」 を提唱した。そして大河内『社会政策の基本 問題』(1943年)になると、「合理的なものが 貫徹する……それは筆者が感激を以て戦争か ら学んだ尊い教訓であった。……むしろ社会 政策の理論は、戦争によって……近代戦が総 力戦であり、また長期戦であるとすれば…… その理論としての強靭さが検討されるのであ る」とまでいう。このように大河内は、総力 戦が労働の領域にも合理性をもたらすとして. 外国人、捕虜の供出まで含めた戦時社会政策

⁽⁹⁾ 松村高夫「イギリスにおける社会史研究とマルクス主義史学」『歴史学研究』 532, 1984年9月; Joan Allen, Alan Campbell, John Mcllroy eds., *Histories of Labour: National and International Perspectives*, Merlin Press, 2010 (イギリス労働史学会 50 周年論文集)を参照されたい。

論を展開したのである。そこには日本の植民 地支配に対するいささかの疑念もなければ批 判もなく, 植民地支配を前提とする議論であ ることを指摘しておこう。それは、東条内閣 の成立以降, 合理性は損なわれたとする小林 の議論よりもより徹底したものであるが、戦 時経済が合理性をもたらすとする点では共通 している。双方とも生産力のみで生産関係を みない、つまり歴史的規定性の欠落した分析 方法であり、それが戦前、戦中、戦後のいずれ の時期にも「有効な」連続説になることは不可 避的である。戦後も、大河内社会政策論は生 産力説との批判をうけながらも社会政策学会 で存続しえたのは、歴史的規定性のない議論 だったからである。小林のばあいにも、同様 に、満州国の経済建設と日本の戦後の経済成 長に連続性をみることになる。では、小林の 生産力説が連続説に帰結するというのは、い かなる意味であろうか。

小林は、満鉄の経済調査会(とくに宮崎正義の活動を重視)を関東軍の「経済統制本部」としての役割を演じたものとして評価する(『満州と自民党』新潮新書、2005年、37-38頁)。そ

して経済調査会の立案計画により満州国の統制経済建設が官僚主導でなされ、それが戦後日本の経済成長を可能にした、という連続説を主張する。小林は『満洲――その今日的意味』(柘植書房新社、2008年)の中で、次のようにまとめている。満鉄調査部は、

満洲事変直後には、部員の宮崎正義らが 中心となり関東軍と一体になった「満洲産 業開発五ヵ年計画」を立案します。この計 画を実現するために, 先の満鉄改組がなさ れ満洲重工業開発株式会社が設立されるわ けです。この計画は、岸信介(元首相)、椎 名悦三郎(後藤新平の甥)らの手で満洲と日 本をつなぐ戦時工業化政策へと発展します。 さらには、彼らに商工官僚であった植村甲 午郎(元日本経団連会長)を加えて、戦後高 度成長政策へと引き継がれています。その 意味では、これまで「日本株式会社」と呼 ばれていた日本的経営システムの原型は満 鉄調査部が考え出し、満洲政府の中で実践 され、それが「一九四〇年体制」の起源と なり、さらに戦後へとつながって行きまし

⁽¹⁰⁾ このような大河内理論は、山之内靖により高く評価され、復権が試みられた。『総力戦と現代化』の中で、山之内は主として T. パーソンズに依拠して、「我々は、現代史をファシズムとニューディールの対決として描きだすよりも以前に、総力戦体制による社会の編成替えという視点に立って吟味しなければならない」と述べ、「総力戦体制は、社会的紛争や社会的排除(=近代身分制)の諸モーメントを除去し、社会総体を戦争遂行のための機能性という一点に向けて合理化するものであった」と捉える(山之内靖他編『総力戦と現代化』柏書房、1995年、10、12頁)。その基礎には、総動員体制により「階級社会からシステム社会への移行」がなされたとする山之内独特の理解があるが、私はその視角に首肯できない。というのは、パーソンズの理論は、近代化が進むと、暴動、騒擾、抵抗、運動などは漸次沈静化し、合理性が実現し平和的状態に収斂してくるという均衡論であるが、20世紀から今日までパーソンズの均衡論が現実から乖離したことは歴史的にも明らかであり、中国人を捕虜まで含めて満州の産業に連行・配置した労働史を辿れば、社会的身分差別の撤廃、「強制的均質化」などいささかも行われず、事態は逆方向に向かったからである。

た。野口悠紀雄さんの言う「一九四〇年体制」は、その前半の部分を全部はしょって日本のことしか見ていません。それをもっと満洲につなげてみないと本当のことは言えないのではないか。それが私の主張です(35-36頁)。

このように小林は、典型的な連続論者・野口悠紀雄の「一九四〇年体制」論は、満州につなげて初めて完成するとしており、戦後日本の官僚主導の経済統制政策・日本型株式会社の源流は満州の統制経済にある、と主張するのである。人脈でいえば、経済調査会の委員長十河信二(当時、満鉄理事)、「産業開発五ヵ年計画」の実施を推進した岸信介、星野直樹、椎名悦三郎たちが、連続させた橋渡しの人物だったとする。生産関係を排除している生産力説と人脈で歴史を理解する方法を結合した結論がこれである。

「一九四〇年体制」論を満州を含めて捉えるという小林の主張では、「侵略」は言葉のみで、植民地支配が前提とされており、その前提のもとで満州経済の生産力・技術だけが問題にされており、雇用者と中国人労働者といった生産関係が除外され、その結果、戦後の日本経済との連続性が主張されることになる。これは大河内説とおなじく小林の生産力説が行きつく先なのである。

3 「二項対立」という批判と「多様性」の主張

小林・福井は、松村がフレーム・アップの存 否,権力対民衆,帝国主義本国と植民地等々, 全て「二項対立的発想」にもとづいて歴史を 裁断していると批判し、必要なのは「多面的 な分析視角」であり、「運動実態の多様性」を 明らかにすることだ、という。小林らは「『フ レーム・アップ論』の二項対立性」という項 を立て、松村が「ひたすら実証しようとして いることは何か、結局は、合作社事件と満鉄 調査部事件はフレーム・アップで『あったか』 『なかったか』ということのみに過ぎないので ある。そして,この二項対立的発想では,統治 権力の側も巻き込み、複雑な対立や確執をは らみつつ展開していく情況はとらえきれない。 また、満洲農村での豊富な社会実践や、激動 する歴史的現在と格闘しつつ紡ぎ出される言 説を基盤に形成される思想を背景とした、合 作社事件・満鉄調査部事件の究明を、単純な 倫理的とも見える裁断に帰結させてしまうの である」(『論戦』 54頁) と述べる。そして、次 のようにも述べる。

松村氏は、一言でいえば、関東憲兵隊は、 「面子」を失ったので、ありもしない合作社 事件や満鉄調査部事件をでっち上げた、と いう結論を導いた。……

松村高夫氏が、このような結論しか導き 出せなかった研究上の瑕疵とは何であった

^{(11) 「}一九四〇年体制」論,「戦時源流」論への批判は,原朗「戦後 50 年と日本経済」(『年報・日本現代史』創刊号,1995年),橋本寿朗『日本企業システムの戦後史』(東京大学出版会,1996年),原朗・山崎志郎編著『戦時日本の経済再編成』(日本経済評論社,2010年)によってなされている。

か。それは、松村氏が、合作社事件や満鉄 調査部事件をフレーム・アップだと断定す ることのみに傾注し、合作社事件や満鉄調 査部事件の前提となる、満洲国の統治権力 の内部にすら存在する矛盾や確執が、複雑 に交錯しつつ現出する、十五年戦争期の満 洲の様相の分析を回避したこと、及び、「弾 圧する権力と弾圧される民衆」という二項 対対〈ママ〉立的な「図式」の中で、最も主 要な論点を、あたかも「向こう側」の問題 であるかのように捨象したことにあるので ある(『論戦』83-84 頁)。

小林らにとって「フレーム・アップは、この満洲国での弾圧事件を考える場合の前提であって、フレーム・アップが『あったか』『なかったか』を論じることは本質ではないと考えた。まして、『フレーム・アップ』だと結論づけることで考察を停止し、合作社運動や満鉄調査部員たちの行動の分析を怠ることは本末転倒である」(74-75頁)ともいう。「弾圧の対象とされた『運動』は『あったか』『なかったか』、の二項対立的発想で裁断している」(55頁)との批判は、『論戦』全体にわたって繰り返される。

私は満鉄調査部事件の分析では、フレーム・アップであったか否かは本質的な問題であると考え、もちろんそこで思考停止になるのではなく、権力側がどのようにフレーム・アップをしていくのか、その過程を明らかにすべく合作社事件から調査部事件へとどのように権力が捏造していったのかを即事的具体的に追究した。「向こう側の問題として捨象」した

のではなく、そのことを通して初めて、権力 の構造と機能、例えば関東憲兵隊の構造と機 能が具体的に照射されるのである。小林たち のように、権力を「合理性」云々というよう な抽象的レヴェルで「分析」するのでは不毛 な結果しかもたらさないのである。

小林・福井は「二項対立」を単純な発想という意味で松村に対する批判の中で乱発する。だが、彼らは歴史認識論の中で「二項対立」がもつ意味については考えたこともないようである。フレーム・アップの存否、運動の存否、「潜在的敵」と「現実的敵」(65 頁)、権力と民衆、帝国主義本国と植民地、これらは小林らにとっては松村の「二項対立的発想」によるものとみなされる。小林らは、必要なのは「多面的な分析視角」であり、「運動実態の多様性」を明らかにすることだ、という。

「多面的な分析視角」といい、「運動実態の 多様性」といい,「統治権力内部の矛盾と確執」 といい、全くもっともらしく響くが、小林・ 福井が具体的に史料にもとづいてそれをやっ ているわけではない。「二項対立」の中には対 立的矛盾を示すものもあり, 本質的な対立的 矛盾の解明なくして多様性が捉えられるはず もない。運動実態の多様性も、権力と民衆の 対立的矛盾を解明して初めて捉えられるので あって、多様性だけ捉えようとすれば、それ は渾然とした現象を羅列的に記述することで 終ってしまう。分析視角も統一されず、相互 討論もなしに刊行される論文集の編者が、「解 説」で苦し紛れに執筆者たちの多様性を尊重 した、と書く類のことである。支配・被支配と いう対立的関係もフラットな関係に置き換え

られることになり、多様性は単なる渾然とした表面的な現象の並置にすぎなくなってしまうのである。歴史もある時期の本質的対立的関係をもってその時期を特徴づけてはじめて「不連続説」が成り立つのであって、どの時期にも現れる、生産力・技術水準、人口、賃金、生計費等々のような現象を記述するだけでは、「連続説」になることは不可避的である。帝国と植民地の関係もフラットに捉えれば「連続説」になり、事実上の植民地支配免罪論との差異は判別しがたくなる。

いくら小林・福井が、「私たちが、日本帝国主義の中国侵略を糾弾する立場にあることは、いうまでもないことである」(108頁)といっても、生産力の戦後への継承とその担い手の連続性にのみ注目する小林は、戦時の満州経済と戦後の日本経済の連続性を主張することで、暴力的に実施された満州の強権的支配を事実上免罪することになる。小林らが、「『侵略』『抵抗』の二項対立的発想から歴史を裁断する立場に立つこともない」と主張する所以である。

4 合作社に関する史実の誤謬?

松村は『調査と研究』の中で、合作社について概略次のように書いた。北満型農事合作社の創設と発展には、橘樸のナロードニキ的「農民民主主義」の影響を受けた、佐藤大四郎と大塚譲三郎が重要な役割を果たした。佐藤は1935年に大塚を知り、36年半ばから浜江

省綏化県に農村協同組合を創設する準備をし ていたが、その創設を実践するため 37年11 月『満洲評論』を辞め、大連を離れて綏化県に 行った。彼らの設立した協同組合は、1年間 で浜江省農事合作社連合会に発展的に解消し、 佐藤は同連合会理事として以後2年間に、岩 間義人, 深谷進, 進藤甚四郎, 小松七郎, 津久 井信也などの左翼を採用した。この北満型農 事合作社運動が「浜江コース」と呼ばれたの は、合作社が中・貧農中心の農民運動を展開 したからである。そして『論戦』で批判され ることになる次の文章がつづいている。「いず れにせよ、中・貧農の運動である北満型合作 社運動が拡大していき、満洲国による上から の合作社運動 = 興農合作社と抵触するに至る と、1940年夏、興農合作社中央会の人事権が 発動され、農事合作社は雲散霧消した。注目 すべき点は、41年11月に合作社事件が起こっ たときには、合作社運動の実体はすでに存在 しなかったという点である。41年春にはすで に『浜江コース』の実体は消失していたので あり、合作社事件の目的はほかにあったとい わざるをえない」(『調査と研究』442-443頁)。

以上の合作社運動について、私は田中武夫 『橘樸と佐藤大四郎——合作社事件・佐藤大四郎の生涯』(龍渓書舎,1975年)と「佐藤大四郎に対する治安維持法違反被告事件判決」(『思想月報』第102号,1943年5月)等に依拠して記述し、合作社事件の発端、経緯、結果については、新たに入手した史料として検挙「実

⁽¹²⁾ 帝国・帝国主義と植民地との関係については、松村高夫「序章」松村高夫・解学詩・江田憲治編著 『満鉄労働史の研究』(日本経済評論社,2002年)2-12頁を参照のこと。

行者」であった川戸武(新京憲兵隊本部思想対 策班班員) の供述書 (撫順戦犯管理所), およ び満州国最高検察庁の,情野義秀,進藤甚四 郎、岩間義人、井上林、田中治の各人について の『治安維持法違反被告事件』、および、平賀 貞夫に対する『治安維持法違反事件関係』に 依拠してかなり詳しく記述した(『調査と研究』 450-455頁)。この6名の満州国最高検察庁の 史料は、間もなく 2009 年に不二出版から復 刻され、荻野富士夫・江田憲治など合作社事 件研究会のメンバーが「解説」を書いた。そ して私は、満鉄調査部事件に連なるものとし て、鈴木小兵衛が供述した、1942年6月の中 国共産党諜報団事件と同年9月に始まる調査 部事件までの間に書かれたと推定される,満 鉄調査部員88名の5グループからなる「左翼 分類」表も提示した。

松村の合作社および合作社事件の記述に対 し、小林・福井は『論戦』の中で、次のように 批判した。「松村高夫氏は、『浜江コース』の 弾圧から、なぜ、合作社事件や満鉄調査部事 件は、『事件』として作られていったのかとい う重要な問題の基底に存在する、『政策』とし ての合作社の側面について全く論及していな い上に、研究史の整理も行なっていない。こ れでは、とりあえず公金横領で検挙してみた、 北安省興農合作社連合会の情野義秀の供述か ら一連の事件を捏造していったという、関東 憲兵隊側の『事情』しか見えてこないであろ う」(60頁)。私は権力側・関東憲兵隊側の史 料・川戸供述書を重要なものと捉え、史料批 判を行ったうえで参照し引用した。というの も、権力内部の状況を示した川戸供述書は、事 件の発端や経緯を示し、たとえば、確固たる 証拠なしに逮捕に踏み切ろうとして途中で躊 躇したことなどが、明瞭になってくるからで ある。小林たちは、憲兵隊側の「事情」しか 見えてこない、と批判するが、労働史研究に おいていままで権力構造を明らかにする必要 性は抽象的に唱えられてはきたが、具体的に その逮捕、取調べ状況などの詳しい即事的分 析は充分にはなされなかったのではないか。

また、小林・福井は、松村の上記合作社の 記述には「時期の認識に誤りがあるため、立 論の前提から混乱してしまっている」として, 次のように批判した。「佐藤大四郎らが表明し てきた農事合作社・金融合作社の合体に対す る反対意見が退けられ、満洲国政府により、興 農合作社法が公布されたのは1940年2月、そ して、金融合作社と農事合作社が解散し、新 たに興農合作社として『政策』を担うことに なったのは、1940年3月のこと。松村高夫氏 の言う『1940年夏』ではない。また、興農合 作社中央会発足式が開催され、その後、全満 洲一斉に各県興農合作社発足式が敢行された のは、同年4月になる。ちなみに、浜江省農 事合作社の最後の総会は、1940年4月12日 である。松村高夫氏の言うように、『1940年 夏』に『農事合作社は雲散霧消した』事実な ど無い。その時期には、すでに農事合作社は 存在していないのである。ここが第一の松村 高夫氏の事実誤認である」(『論戦』61-62頁)。

さらに、松村の第2の誤りは、「1940年夏」 に「興農合作社中央会の人事権が発動」され たとも述べている点であるという。「佐藤大四郎が、新京の興農合作社中央会の資料部門に

配転され、浜江省の現場を引き離されたのは、 1940年11月のことであり、松村高夫氏の言 うように『1940年夏』ではない」(62頁), と。 1940年夏に農事合作社は雲散霧消した、と 私がいうばあい、「浜江コース」と称された北 満型の農事合作社運動のことである。ちなみ に旧稿(2002年)では、この部分は「1940年 夏、興農合作社中央会の人事権が発動され『浜 江コースが蹴散らかされた』」と、前掲田中『橘 樸と佐藤大四郎』(341頁)から引用して書い ている。これに対し、小林・福井は、満州国 政府による興農合作社法の公布を「1940年2 月」(後述するように正しくは3月23日),「金 融合作社と農事合作社が解散し、新たに興農 合作社として『政策』を担うことになったの は、1940年3月」であり、松村のいう「1940 年夏」ではないとして批判するのだが、この 法制史を表面的にしかみない小林・福井によ る批判にこそ「事実誤認」がある。法律の改 訂がただちにその組織や運動の実体を変更さ せるものではないことは、社会経済史や運動 史の研究者には常識になっていると思ってい たが、必ずしもそうではないようだ。福井は 満州合作社について多数の論文を発表してき たその領域の第一人者であるが、その論文の 内容は法制史(および思想史)であり、合作社 運動の内容を扱ったものではなかった。運動 の内容に触れる絶好の機会であった合作社運 動の諸雑誌の復刻(不二出版)に付した福井 の「解説」も、雑誌の内容に関してはほとん ど触れておらず、自分の法制史的・思想史的 既発表論文に手を加えたものにとどまってい る。前述した福井による「1940年夏」(松村) ではないとする「事実誤認」とは、次のよう なことである。

満州国の「興農合作社法」(1940年3月23 日公布)第97条には、「主幹部大臣ノ指定スル 農事合作社又ハ省農事合作社聯合会ハ主管部 大臣ノ指定スル合作社又ハ聯合会ノ成立ト同 時二解散シ其ノ権利義務ハ清算ヲ為サズシテ 当該〔興農〕合作社又ハ聯合会ニ移転ス」とあ る。すなわち、農事合作社およびその省連合 会は、興農合作社・同省連合会が成立するま で、存続することと規定されている。そして、 『満洲国政府公報』の「彙報」欄によれば、各 省の県・旗の興農合作社の社長・理事長・理 事が任命されたのは、4月20日から5月19 日にかけてのことであり(たとえば、桜井五郎 は5月19日に綏化県興農合作社理事長に任命さ れている)、「興農合作社法」の施行(4月1日) 後、ただちに各地の興農合作社が発足したの ではない。

しかも、4月下旬から6月下旬にかけて、浜江省を含めた各省の県・旗合作社の社長・理事長・理事は頻繁に異動しており、このため、省の合作社連合会の成立に必要な会長・理事長・監事の人事確定はかなり遅れたようである。浜江省興農合作社連合会は5月7日に発足式を挙げているが、このとき理事長(日本人)は任命されておらず(管下16県・市の合

^{(13) 『}満洲国政府公報』1774号, 1940 (康徳7)年3月23日。

^{(14) 『}満洲国政府公報』1877号, 1940 (康徳7)年7月27日。

作社のうち 10 社までが同様に理事長不在),聨合会会長の職位さえ 5 月 16 日に異動があった。ほかの省のような理事長や監事の任命は『満洲国政府公報』の「彙報」に見ることができないが,黒龍江省や安東省の連合会監事の任命が7月になってからのことであることを考えると,浜江省興農合作社連合会が実際に成立したのは,1940 年 7 月頃と考えられる。興農合作社法の規定にしたがえば,この時点まで,「浜江省農事合作社連合会」は存続していたのである。

事実,1940年5月以降8月までの間,佐藤 大四郎が指導する『北満合作』(発行は浜江省 興農合作社連合会だが,編集は「浜江省農事合作 社連合会津久井信也」と奥付けにある)が刊行さ れていた。田中武夫が,

浜江省が輔導委員会事務局を解消し,浜江省農事合作社連合会を発足させ,事業活動の指導を同省連に移すのは昭和13年(1938)秋の頃のようである。佐藤の肩書も浜江省農事合作社連合会主事と変るが,昭和15年(1940)夏,新京政府——興農合作社中央会によって「浜江コース」が蹴散らされるに至るまで,彼はその職位にあって,「浜江コース」の実際上の最高指導者として終始する(田中,前掲『橋樸と佐藤大四郎』333頁),

と書いているように、1940年7月頃まで、佐 藤は、農事合作社連合会主事の職位にあった のであり、『北満合作』の発行を指導し、農事 合作社運動(「浜江コース」)を指導していたこ とは確かである。しかし、1940年7月頃に浜 江省の興農合作社省連合会が成立したことに より、同省農事合作社連合会は廃止され、さ らに『北満合作』も廃刊に追い込まれたので ある。「命脈僅かに四カ月であった。『北満合 作』「廃刊の辞」にいわく "廃刊の理由は申す までもなく中央の、地方機関誌全廃意向によ るものであって、本省連合会の自発的意志に よるものではない。……"と。このように、連 合会の名において書いた佐藤は、その終刊号 巻頭論文『全国方針の具体化のために――一 つの覚え書として――』」を、ハルビンにおけ る最後の文章として書いた。その後、同年11 月に新京の興農合作社中央会職員に転出させ られ、「中央会の資料部門の片隅に封じ込まれ た」のである(田中、同上書、340-341頁)。

すなわち、「興農合作社法」が施行された 1940年4月以降7月頃まで、佐藤大四郎は浜 江省農事合作社連合会の主事であり、『農事合 作社報』から改題された『北満合作』の発行を 指導した(『思想月報』第102号、1943年5月、 40-41頁)。史料(『満洲国政府公報』)も、先行 研究(田中『橘樸と佐藤大四郎』)も読み込まな い小林・福井は、1940年4月の「興農合作社

^{(15) 『}北満合作』1巻2号, 1940 (康徳7) 年6月, 135頁。

^{(16) 『}満洲国政府公報』1878 号, 1940 (康徳 7) 年 7 月 29 日。いったん任命された于鏡濤が 5 月 16 日 に解任され、韋煥章が任命されている。

^{(17) 『}思想月報』102 号, 1943 年 5 月, 40-41 頁。『北満合作』は,『合作社関係資料 DVD 版』不二出版, 2010 年 9 月, に収録。なお, この資料集の「解説」は前述したように福井紳一の執筆による。

法」施行と同時に、農事合作社はなくなった と思い込み、松村を批判したのである。「法制 史」的分析は、それが表面的な分析であるば あいには、史実の正確な把握に失敗するので ある。

さらに、松村の第3の誤りとして小林・福 井は次のようにいう。「松村高夫氏は、『41年 春にはすでに『浜江コース』の実体は消失し ていたのであり、合作社事件の目的はほかに あったといわざるをえない』と、氏のフレー ム・アップ論を決定するようなことを述べて いる。ところが、松村理論にとって極めて『重 要』(で) あるはずの『41 年春』に何があっ たのかについて、松村高夫氏は全く触れてい ない。これはどうしたことか。合作社事件を フレーム・アップだとする松村高夫氏の認識 の『根拠』となる、『41年春』の出来事につい て明確にすべきではないのか。/このように、 松村高夫氏の合作社事件研究には、立論の前 提とすべき部分に、基本的、しかも決定的事 実誤認と混乱が積み重ねられている」(『論戦』 62-63 頁)。

合作社運動の基礎的事実を誤認している, あるいはその出来事を明記していない, それ 故合作社事件がフレーム・アップであるとす る松村の主張は成りたたない, というわけで ある。

「41年春」に何があったのかについて、松村は全く触れていないというが、これは満州史を勉強しているひとは誰もが知っている尾崎と佐藤の『満洲評論』誌上の論争に関連している。尾崎は1941年3月中旬から『満洲日田新聞』に「満洲への公開状」を連載し、佐

藤は「"満洲への公開状"に答ふ」(上)を同年 4月に『満洲評論』(20巻14号)に掲載した。 その中で佐藤が次のように書いたことが、松 村が「41年春にはすでに『浜江コース』の実 体は消失していた」と書いた理由である。

すなわち、農事合作社が興農合作社に統合 されて7・8カ月が過ぎた時点で、「建国十年、 農民生活は、物心両面に亘って改善せらるる こと余りにも僅少ではなかったかという疑問 の存することであります。内外の客観的諸条 件が必ずしも満洲国農業政策の正しい遂行に 有利な場合のみではなかったにしても、しか もその決定的要因は、農業政策を含めての農 民対策の内容の著しい貧困と、これに加うる に農民対策の実践への情熱さえもが、急速か つ広汎に濔漫した官僚主義・小市民俗物根性 の滔々たる風潮によって、殆ど完全に押し流 されつつあるということであります。中央地 方に亙って, 有志の人々が尽くした努力は, 事 ひとたび農民対策に関する限り、多くは徒労 となって、殆ど実を結んでおりません」。この 部分は、田中武夫も、前掲『橘樸と佐藤大四 郎』で引用している(345頁)。

驚くことは、小林・福井は、佐藤大四郎が 現場から離れたあとも、「浜江コース」は桜井 五郎たちによって日本敗戦まで継続していた ことを、たんに桜井たちの実践例を挙げただ けで主張している点である。 興農合作社の創 設によっても、合作社事件によっても、「浜江 コースの合作社運動」は敗戦まで続いていた との主張は、合作社の実体が雲散霧消してい たとの松村の主張に対する感情的な反発の結 果なのだろう。そもそも、「浜江コース」(北

満型合作社運動)とは、①中・貧農中心、②行 政と経済の分離、という特質を持ったもので ある。福井自身が、『論戦』でそのように書い ている(286頁)。ところが、この3つの特質 が、その後、継続されたのかどうかを全く論 証せずに、たんに、「浜江省綏化県での桜井五 郎らの実践 | として「共同出荷」(1943年満州 国政府の政策として実現)の1点のみをもって、 福井は「浜江コース」の持続という議論を展 開しているのである(『論戦』63,349頁)。な お、興農合作社で桜井五郎が任命されたのは、 北安省綏化県興農合作社理事長である。その ために福井は「浜江コース」の概念を変更し ているのだが、これでは合作社事件が運動に とって何の打撃にもならず、弾圧事件ではな かった、という笑止千万の議論になってしま う。それを装うために、『論戦』の第7章に 福井の旧稿を収録するにあたって、旧稿の表 題「佐藤大四郎と綏化型農事合作社」を変更 し、「佐藤大四郎と「満洲」の農村協同組合運 動」として、合作社事件後も浜江コースは敗 戦まで継続したことを含意させているのであ る。福井の主張は、研究者が研究対象に過度 に思い入れをした結果、その対象の歴史的意 義を過大に評価してしまうという陥穽に落ち た典型例である。史実にもとづいた歴史研究 とはいえない。

5 「経調派」の過大評価と「野々村一雄手記」の軽視

小林らには満鉄調査部の過大評価がみられるので、われわれは調査部が「日本の国策決定に重要な役割を演じた」とする小林説を批

判した。というのは、小林が言及する満州国建国のほぼ4カ月前(経済調査会成立の1カ月半前)に、すでに関東軍は経済政策の基本方針について結論を出していたからである。すなわち、経済調査会と宮崎正義は、軍の方針決定を受けて、「経済統制政策」の具体的立案を行ったのであって、「国策の決定」に関わったわけではない、と指摘しておいた(『調査と研究』16頁)。経済調査会・宮崎は軍の方針を受けて経済統制政策の立案をしたのであって、その逆ではない、とのわれわれの小林批判には何も答えていない。

また、満鉄「経調派」を過大に評価する小林・福井は、史実に合わないことが生じると、「経調派」の概念規定を拡張してしまう。『論戦』は新資料が経調派の理論的指導者・大上末広と北満型合作社運動(浜江コース)の指導者・佐藤大四郎がそれぞれ橘樸の強い影響下にあったことを「発見」すると、次のように書いて、「満洲評論派」の佐藤大四郎、田中武夫も広義の「経調派」であるとする。

満洲国建国直後に主に満鉄調査部員をもって編制された経済政策立案部隊である満鉄経済調査会を主導したメンバーたちを一般的には「経調派」と呼ぶ事が多いが、「経調派」と通称される人々は、満鉄経済調査会の職員そのものを意味するものではない。「経調派」とは、主として、大上末広を中心とする経済調査会内部の『満洲経済年報』執筆者の人々であり、また、彼らのなかには、橘樸を中心に編集された『満洲評論』の執筆・編集も担う者が多かった。だから、広

く言えば、経済調査会以外でも、『満洲評論』 を経て合作社運動を指導した佐藤大四郎や、 長く『満洲評論』の編集に携わった田中武 夫らも含めてよい(『論戦』47-48頁)。

こうして、「経調派」の概念を勝手に拡充して、佐藤大四郎、田中武夫など「満洲評論派」を「経調派」に含めて、小林の「経調派」が満州経済建設の中心をなしたとする説を主張しつづけるのである。歴史分析は仮説と史料との往復運動であり、史料に仮説があわなければ仮説を修正しなければならないのに、小林・福井は概念規定を拡大解釈して自説を維持しようとする。こうしたトリックにより、小林らの主張は常に「正しい」ことになる。

小林・福井は、「経調派」重視の裏返しとし て、「資料課派」=「外来派」を、その派が存 在したかどうか自体が現在疑問視されている にもかかわらず,「経調派」に対立する派とみ なして、資料課派に属したとする野々村一雄 の「手記」を松村が使用したことを批判する。 私は、『調査と研究』の中で、「どのような尋 問の情況のもとで手記が書かれ、何が書かれ たのか(とりわけ『綜合調査』について),そし て、その内容は容疑確定のためにどう利用さ れたのか、についてみるために」多数の手記 の中から長文の手記を書いた野々村一雄のそ れを選択して、分析・記述した。それは、私 の2002年発表の旧稿に付加した、かなり長い 「1『回想 満鉄調査部』に見る野々村に対す る取調べ」および「2 野々村直筆の『手記』」 (『調査と研究』467-481頁) のことである。野々 村の「手記」を選んだのは、「第一に、野々村 は『回想 満鉄調査部』(1986年)の中で詳 細な証言を残しており、それを勾留中の『手 記』と比較できるからであり、第二に、野々 村自身はまた別の座談会記録で、満鉄調査部 の綜合調査が弾圧の原因であったとしている が、この綜合調査の実態と内実を証言できる 立場にあったからである」(同前 467 頁)。そ して,「満鉄調査機関による『左翼分子活動概 要』」、「川崎巳三郎グループの指導性」、「満洲 経済現段階分析研究会」、「インフレーション 調査」、「戦時経済調査」、「支那抗戦力調査」を 『回想』と「手記」の双方より検討し、「抗戦 力調査」は、「インフレーション調査」や「戦 時経済調査」と同様に、満鉄調査部弾圧事件 の原因の一つとされてきたほど軍に衝撃を与 えるとか、その逆鱗にふれるといった性質の ものではなかったことを明らかにした。江田 憲治「綜合調査の『神話』 — 支那抗戦力調 査」(『調査と研究』第7章) が明らかにしたよ うに、「抗戦力調査報告」の執筆者たちは、重 慶政権の抗戦力を低く(あるいは中間程度に) 評価しており、報告では、日本の「対支総撤 兵」には言及していないし、その報告内容は いかなる意味でも軍や政府に衝撃を与えるも のではなかったのである。しかも軍事情報に 関しては満鉄調査部よりはるかに優位にあっ た支那派遣総軍は、1940年、独自に抗戦力の 調査を行い、満鉄の「抗戦力調査報告」活字本 の刊行前に, 重慶政権の抗戦力の強固さを重 視した報告をまとめている。このように拡充 調査部時期の代表的な「綜合調査」報告でさ え、せいぜい軍や政府にとって参考資料程度 であった。であるならば、調査部弾圧の原因

が調査部の諸報告にあったとする従来の見解 は修正されなければならない、ということに なる。総じて『調査と研究』は、前述したよ うに、満鉄調査部の調査報告が従来いわれて きたような高い水準の独自調査ではなく、日 本の侵略を批判したが故に、満鉄調査部事件 を招いたというものでもなかったことを明ら かにしたものである。

野々村の『回想 満鉄調査部』に記された 関東憲兵隊の取調べ状況もまた,「手記」が書 かされるに至るまでの過程を生々しく記述し ており、満鉄調査部事件がフレーム・アップ の産物であったことを明示している。野々村 は、1942年9月21日、大連憲兵隊により連 行され夜になって奉天に送られ、東奉天憲兵 分遣隊の留置場に収容された。4カ月後、関 東憲兵隊司令部・藤本准尉の取調べを受けた。 さらに3カ月待たされ、奉天から新京の関東 憲兵隊司令部に送られ、地下室に収容される が、その日にやってきた高橋曹長が「お前の 前には、死刑か無期かが待っていると思え」と 恫喝し、翌日から「峻烈なる」取調べをした。 この高橋曹長こそ小泉吉雄を取調べ、コミン テルン, 尾崎との関連を供述させた前出の人 物である。野々村も幾度も書き直しを命じら れ、「妥協」しながら「綜合調査」について詳 細な「手記」を書いたのである。

それに対し小林・福井は、野々村が「資料 課派」に属し、満鉄調査部の中では重要な位 置を占めていなかったが故に、松村が野々村 の「手記」と『回想録』を使って論証している ことは「適切ではない」として、次のように 批判する。「〔松村〕氏が用いた『手記』の作成 者である野々村一雄は、戦後になって、『回想 満鉄調査部』と題する回想録を書いているも のの、1939年に満鉄に入社した、満鉄調査部 事件では、きわめて傍流の人物であり、満洲 事変前後からの『経調派』の人々の動きなど 全く関知していない人物である。何故、そう した人物を中心にこの事件を語るのか」(『論 戦』52頁)。この批判に、私は驚き呆れた。

同様の批判は、繰り返しなされる。「野々村一雄は、戦後に回想を出版したとはいえ、満鉄調査部では、入社して日の浅い一調査部員にすぎない。1930年代半ばの、『経調派』の形成からを対象とした、満鉄調査部事件といわれる関東憲兵隊の弾圧事件の究明に、野々村の手記を中心に据えるのでは心もとないし、適切ではない。小林と福井が共同して公表している史料があるのだから、それと〔松村が〕所持する史料を突き合わせて、満鉄調査部事件を分析していくことを怠っては、事件の実態には追れないはずである」(『論戦』68頁)。

イギリス社会史・労働史学界では 1960 年 ごろを境にして「労働組合史」から「労働史」 に推移する中で研究視角も変化した。1960 年 以前は労働組合運動の指導者の思想と行動を 分析対象にしたのに対し、労働史では指導者 だけでなく一般組合員の、さらには未組織労 働者の、さらには女性、子供、高齢者、植民 地の民衆の思想と行動を分析対象にした。そ のような「下からの歴史」の視角が社会史・ 労働史研究を生き生きとしたものにしたので ある。野々村は満鉄調査部員の中では「傍流 の人物」であるから分析対象にすべきではな い、というような暴論は、日本の学界の中で は「傍流」であることを望むのみである。

また、野々村が「満鉄調査部の『綜合調査』 が満鉄調査部弾圧の原因となったと明言している」点については、私はすでに『調査と研究』の中で、次のように指摘しておいた。

満鉄調査部内に現実の革命運動があったことはなく、ましてやコミンテルンとの接触の証拠もなかった。だから関東憲兵隊は「手記」を書かせることで「立証」しようと苦慮し、意図的に過大に「抗戦力調査」などの左翼的目的と意義を強調し、調査部弾圧の「根拠」としたのである。

……弾圧当時、その背景や要因を十分に知ることのなかった調査部員が、戦後、とくに1970年代以降、調査部事件を語り執筆しはじめたとき、満鉄調査部の「綜合調査」の反軍・反戦的意義を強調する傾向が現れた。そこで、旧調査部員の一部は、満鉄調査部の指導部が関東軍の要望を拒否したうえに、自立的な調査=反軍的な「綜合調査」を行った、それゆえ弾圧された、としたのである。

こうして満鉄調査部の「綜合調査」、とりわけ「抗戦力調査」と「インフレーション調査」は、「抵抗」が結実したものとの位置づけを与えられることになった(『調査と研究』490頁)。

われわれはそれを「神話」と名づけたのであるが、小林・福井は、次のような奇妙な批判をする。「満鉄調査部の『綜合調査』が満鉄調査 部弾圧の原因となったと明言している」野々 村は、「『調査部の成果は、国策調査であった とはいえ、民間調査として限界をもっていた のであって、調査部の『綜合調査』が軍を批判 し、その結果弾圧を招いたわけではない』と 分析する松村高夫氏とは、満鉄調査部事件に 対する位置づけも見解も全く異なる人物なの だ。/そのような、全く満鉄調査部事件に対 する見解の異なる当事者の手記を, 松村高夫 氏は、『満鉄調査部の調査活動内容、とくに綜 合調査はいかなるものであったかを明らかに するだけではなく、調査部事件の誘因は何で あったかを示唆する』 史料として高く評価し、 この史料を中心に、満鉄調査部事件の全容に 迫ろうとしている。このような松村高夫氏の 姿勢には大きな疑問を持たざるを得ない」(『論 戦』68頁)。

この批判は、研究者と同じ考えをもつ者の書いた史料しか使用してはいけない、といっているのに等しい。だが、クリスチャンでなければ、聖書を史料として使ってはいけないのか? 石井四郎と考えを共有しない研究者は、731部隊の人体実験報告資料を研究のため使用してはいけないのか? 答えは自ずと明らかであろう。

6 植民地支配下の「技術・研究の蓄積」

満鉄の研究成果を肯定的に評価する小林・福井は、次のように述べて、われわれの本を「ある種のイデオロギーに拘束された偏狭さと傲慢さが表出している」として批判する。

策立案と、それに関わる諸成果が、戦後の 日本経済の復興・発展の過程において、「利 用」されたことは紛れもない事実であり、技 術や研究の蓄積とは、イデオロギーの如何 に関わらず、本来、そのようなものである。 それにも関わらず、松村・柳沢・江田三氏 は、この事実をそのまま述べた言説に対し、 「満鉄や満鉄調査組織がもった日本侵略政策 への関与は軽視」されていると、因果関係 も不明確にして決め付ける視点を平然と維 持し続けている。さらには、小林の研究視 点に対し、「植民地主義への批判を欠落させ る」として、歴史的事実に目をつむり非難す る立場に安住している。このような松村・ 柳沢・江田三氏の歴史に向かう姿勢こそ問 われるべきであろう。そこには、歴史的事 実を「あるべき歴史」観から裁断・評価し、 価値付ける、ある種のイデオロギーに拘束 された偏狭さと傲慢さが表出している(『論 戦』101頁)。

この植民地の成果の蓄積を評価する視点は、 植民地医学=731部隊についての叙述でもっ とも鮮明に述べられる。

「植民地医学」なるもののあり方は、厳しく批判されるべきものだが、その過程で創出された「医学的成果・蓄積」そのものを、「色つき」として否定することが滑稽なことなのと同様に、植民地支配を担う国策会社の調査機関のあり方は批判されるものとしても、また、その中で生み出された研究方法や「知的資源」の形成される背景は糾弾

されるべきものとしても、研究方法や「知的資源」そのものを、「色つき」として否定することも、同様におかしなことである(同前 104 頁)。

植民地医学の最先端・関東軍防疫給水部、通 称 731 部隊では少なくとも 3000 人を数える 中国人などが細菌兵器の研究・開発・製造の ために日本人の医師たちによる人体実験の対 象とされ、全員殺害された。それでも、「その 過程で創出された『医学的成果・蓄積』その ものを、『色つき』として否定することは滑稽 なこと」なのだろうか。731部隊が開発した 乾燥血漿は、戦後 731 部隊員たちが創設した 「日本ブラッド・バンク」が朝鮮戦争時に米軍 に売り、 莫大な利益を得て、 のちにミドリ十 字と名称を変更するのだが、小林らによれば、 その乾燥血漿も「医学的成果・蓄積」として 評価すべきことになる。これは戦後の生産関 係(国際的関係も含めて)を捨象し、生産力の 視点からだけみた帰結である。これでは、戦 前日本の朝鮮・中国、その他の東南アジアへ の小林・福井のいう「侵略」「フレーム・アッ プ」などというのは、リップ・サービスに終 わる、といっても過言ではなかろう。実際に は植民地支配による「成果」を肯定する「歴 史学」になっていることを、小林・福井の『真 相』『論戦』などの本は明確に示している。

追記:小泉吉雄氏長男の小泉博義氏 (1936年生まれ,元神奈川県立がんセンター所長)から 松村高夫宛の 2012年2月17日付書簡には次のように書かれていた。

父は, 平成元年6月17日に79歳で亡く なりました。

松村様のお手紙を拝読したので、「愚かな 者の歩み」を再読致しました。

その結果は、小林・福井著「満鉄調査部 事件の真相」中の父と尾崎秀実の関東軍司 令部爆破の話は、憲兵隊による拘禁状態に おけるマインドコントロールされた供述書 だと思います。その理由は、1)ところで肝 腎の尾崎と何をしたかと言われると何も思 い出せない。せいぜい酒を飲んだことくら いである(「愚かな者の歩み」60頁)。正直者 の父らしい述懐である。2) 父の崇拝した三 人の先輩——秋永月三中将、岸谷隆一郎熱 河省次長, 板倉真五撫順炭鉱次長との交友 関係より鑑み (154-169 頁), コミンテルン と関係があったなどとは考えられない。3) 引き揚げ後の父の人生 (95-153 頁) からも 正直に生きており、爆破などという卑劣な ことは夢想だにできない。……

満鉄調査部事件の真相という本のカバー に父の字が掲載されており、驚かされまし た。その内容は憲兵隊に無理やり供述させられた事をも恰も真実であったかのごときタッチで掲載されており一人で憤慨しておりました。……

私は2012年2月21日,小泉博義氏の金沢 八景のご自宅で、以上の内容を含めて博義氏 から3時間にわたり、聞き取りを行った。小 泉吉雄氏は戦後博義氏に満洲での体験を折に 触れて詳しく話されていたとのことで、博義 氏の話は臨場感あふれるものであった。そし て、私は小林・福井の『真相』の出版が遺族の こころを深く傷つけていたことを知った。博 義氏は、父がコミンテルンと関係していたな どという「冤罪」(博義氏のことば)を是非晴 らしたいとの願いを表明された。本稿がその 願いに多少とも応え得たものであれば、私に はこれに優るよろこびはない。

なお,本稿は『調査と研究』の執筆者の共同 討議を経ている。執筆者諸氏に感謝したい。

(名誉教授)